

教 育 委 員 会 4 月 定 例 会

令和7年4月18日(金)
午前10時00分
教育委員会会議室

【議事日程】

日 程 第 1 議事録署名委員の指名について

日 程 第 2 教育長の報告

日 程 第 3 ・教委報告第3号

令和7年度大東市教育委員会事務局職員人事（課長補佐級以下）に係る臨時代理の報告について

日 程 第 4 ・教委報告第4号

令和7年度大東市立小・中学校における府費負担教職員の人事（管理職を除く）の内申に係る臨時代理の報告について

日 程 第 5 ・教委議案第18号

令和7年度大東市一般会計補正予算（第1次）【教育関係】に係る意見聴取について

日 程 第 6 ・教委議案第19号

令和7年度大東市教育大綱実施計画について

日 程 第 7 ・一般業務報告

日程第7 一般業務報告について

内 容

1. 補助執行に係る2事務に関する要綱の制定等について

生涯学習課
家村課長

2. 令和7年3月大東市議会定例会議会における議決事項について

教育総務部・学校教育政策部
北本部長・渡邊部長

3. 令和7年3月大東市議会定例会議会における代表質問及び一般質問の
要旨について

教育総務部
北本部長

4. 令和7年度就学援助所得基準及び支給額について

学校管理課
芦田総括次長

5. 大東市立放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則につい
て

家庭・地域教育課
山元課長

6. (仮称)大東市立ほうじょう学園の設置に関する基本設計概要(案)
の意見書について

教育企画室
有東次長

令和7年 3月

日	曜	教育長活動予定 (太字:教育長・教育委員出席)	備考
1	土		
2	日	本会議(日曜議会)	
3	月	表敬訪問(ソフトテニス)	
4	火	未来づくり委員会・予算決算委員会(未来づくり分科会)	
5	水	未来づくり委員会・予算決算委員会(未来づくり分科会)	
6	木	未来づくり委員会・予算決算委員会(未来づくり分科会)	
7	金	校園長会	
8	土		
9	日		
10	月		
11	火	教頭・主任会	
12	水	表敬訪問(空手)	
13	木		
14	金	中学校卒業式	
15	土	北条青少年教育センターこどもまつり&ライブ	
16	日	大東市青少年指導員会総会、大東市こども会育成連絡協議会総会	
17	月	幼稚園卒園式	
18	火	小学校卒業式、予算決算委員会(後期全体会)	
19	水	本会議	幼稚園修了式
20	木	春分の日	
21	金	本会議	春季休業日 (幼稚園)
22	土		
23	日		
24	月	本会議	小・中学校修了式
25	火	教育委員会定例会、経営会議	春季休業日 (小・中学校)
26	水		
27	木		
28	金		
29	土		
30	日		
31	月	辞令交付式	
<備考> 変更となる場合があります。			

令和7年 4月

日	曜	教育長活動予定（太字:教育長・教育委員出席）			備考
1	火	新規採用教職員辞令交付式、開会議会			
2	水				
3	木	大東市公立学校(園)長・教頭・主任等合同会	春季休業日(小・中学校)	春季休業日(幼稚園)	
4	金	「春の全国交通安全運動」早朝街頭キャンペーン、 北河内地区教育長協議会役員会、市町村教育委員会教育長会議			
5	土				
6	日	大阪・関西万博テストラン			
7	月	小学校入学式			
8	火	中学校入学式			1学期始業式(小・中学校)
9	水	幼稚園入園式			
10	木				1学期始業式(幼稚園)
11	金	大阪府都市教育長協議会総会・定例会、大東市青少年指導員委嘱状交付式			
12	土				
13	日				
14	月				
15	火				
16	水				
17	木				
18	金	教育委員会定例会、北河内地区教育長協議会			
19	土				
20	日				
21	月				
22	火	教頭・主任会			
23	水	地域協議会及び基幹チーム合同会議			
24	木	近畿都市教育長協議会定期総会			
25	金	近畿都市教育長協議会定期総会			
26	土				
27	日				
28	月				
29	火	昭和の日			
30	水				
《備考》 変更となる場合があります。					

令和7年4月18日

教育長報告 資料

令和7年 5月

日	曜	教育長活動予定 (太字:教育長・教育委員出席)	備考
1	木		
2	金		
3	土	憲法記念日	
4	日	みどりの日	
5	月	こどもの日	
6	火	振替休日	
7	水		
8	木		
9	金		
10	土	大東市PTA協議会総会	
11	日		
12	月	本会議	
13	火	本会議	
14	水	本会議	
15	木		
16	金		
17	土	大東市スポーツ少年団本部総会	
18	日		
19	月		
20	火		
21	水	大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会(アウィーナ大阪)	
22	木		
23	金	社会教育委員会議	
24	土	運動会(灰塚小)	
25	日		
26	月		
27	火		
28	水		
29	木		
30	金		
31	土	運動会(住道北小、住道南小、南郷小、氷野小、四条北小)	
<<備考>> 変更となる場合があります。			

教委議案第 19 号

令和 7 年度 大東市教育大綱実施計画について

令和 7 年度大東市教育大綱実施計画を次のとおり定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、大東市教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 4 月 18 日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

大東市教育大綱の実現を図るために具体的施策となる実施計画を策定する必要があるため。

大東市教育大綱

令和7年度版

実施計画 (案)

令和7年度 大東市教育大綱実施計画

重点項目				
Ⅰ. 学力の向上				
重点項目達成のための主な取組み	令和6年度の○成果・●課題 (C)	令和7年度取組目標 (P)	令和7年度取組予定内容 (D)	担当
Ⅰ 学力向上の推進と学習習慣の定着	◎全国・学力学習状況調査の標準化得点について、達成に至っていない ●標準化得点 【小】97（国）・99（算） 【中】98（国）・97（数） ◎無解答率（全国平均との差）については、目標を達成している ○目標値：R5→R6 【小】1以下：0.7→0.35 【中】1以下：0.7→0.8 ①大東教員スキルアップ講座 ○学力向上担当者研修に加えて、各教科担当者研修を実施し、全国学力・学習状況調査の結果分析を生かした取組みの好事例を横展開した ②学力向上先進地視察研修（～R6年度） ○石川県能美市立小中学校を視察（9/13・9/14） 市内教職員20名参加 視察先の取組みを自校の実践に生かすことで、無解答率の改善に繋がった 市報告共有会（11/1）の実施 ③「図書館を使った調べる学習コンクール」への参加 ○参加率前年度比57%増加（大阪府1位） ○中学校においては、前年度比約6倍 市立図書館や府加配事業と連携した取組みとして、中学校でも定着を図ることができた ○全国大会への出品は、前年度比約1.3倍 子どもたちの満足度が高く、学校独自の取組みにもつながっている ④○9月から小学校でAI型デジタルドリルの活用を開始し、小学校では利用率が上昇しているが、中学校においては年度当初から利用率が横ばいとなっている。 （R6年1月の1週間当たりの活用率 中学校41% 小学校50%）	◎全国学力・学習状況調査の標準化得点について、100をめざす 【R6】【小】97（国）・99（算） 【中】98（国）・97（数） ◎全国・学力学習状況調査の無解答率（全国平均との差）を小・中学校ともに1以下を維持する 【R6】【小】1以下：0.35 【中】1以下：0.8 【上記の目標を達成するための個別の目標】 ①「だいとう教育ビジョン2025」を活用し、日常的に自身の授業を振り返ることで本市のめざす授業づくりをより一層推進していく。各校で実施する授業改善研究会や学力向上担当者研修等を活用し、授業づくりに係る好事例の共有、国や府からの伝達、発信を行う ②学校司書を効果的に活用して、各学校の読書活動を進めることで、言語活動の推進を図る。加えて、大東市小中学生弁論大会や「図書館を使った調べる学習コンクール」を通じて、自分の意見を相手に伝える経験を積ませていく ③デジタルドリルの活用率の向上策や効果的な活用方法を研究、実践することで、令和6年度の実績以上の活用を進める。 （1週間当たりの活用率 【小】【中】50%以上）	◎無解答率については、「わかる授業」を積み重ねることで現状を維持しつつ、より一層の向上をめざす。それにより学習への意欲を高めるとともに、確かな学力を育む実践が行えるよう支援することで、全国学力・学習状況調査の結果に繋げていく。 ①大東教員スキルアップ講座（年間24回計画）のうち、学力向上担当者研修を8回実施する。市内の学力向上担当者を中心に据え、それぞれが協同することで各校の好事例の共有を促進する。加えて、「全国学力・学習状況調査の分析報告」を、教頭・主任会でも伝達し、各校の組織的な学力向上の取組みが一層推進されるよう支援する。 ②言語活動推進のために学校司書を効果的に活用し、市立図書館と連携した取組みや出前授業の開催を促進することで読書センターとしての機能を充実させる。加えて大東市小中学生弁論大会や「図書館を使った調べる学習コンクール」への参加を一層促す。 ③デジタルドリルについては、研修の実施と好事例の横展開により、活用率を高める。	教育研究所・ICT教育戦略課

重点項目				
Ⅰ．学力の向上				
重点項目達成のための主な取組み	令和６年度の○成果・●課題（C）	令和７年度取組目標（P）	令和７年度取組予定内容（D）	担当
2 魅力あふれる教職員による授業改善のための研究体制の構築	①大東市教育研究フォーラムについて、概ね達成できた 【全体会実施7／31】 ○一般参加者数100名以上 大東市内小中学校の実践を周知する良い機会となった ○参加者への満足度アンケート90.0％ 【分科会の実施8／1】 ●参加者への満足度アンケート95.2％ ○オンデマンド講座の利用も見られた ②大東教員スキルアップ講座について、達成できた ○出張スキルアップ講座を活用して、オール大東で研修を実施することで、他校の研修に参加しやすくなっている ③「教育専門監」学校派遣事業について、概ね達成できた ○本年度実績 【小学校】6校【中学校】5校 ○指導主事が校内で期を逸することなく日常的な指導・助言することで、授業改善がすすんでいる ○「単元を見通した授業づくり」「全国学力・学習状況調査」の調査問題の趣旨を踏まえた授業づくり」「子どもが主体的にタブレット端末を活用する授業づくり」など各校のニーズを踏まえた伴走支援を行うことができた	◎「だいとう教育ビジョン2025」を効果的に活用し、めざす子どもの姿や現在の子どもの姿を基にした教育実践を行う。指導主事による日常的な指導や助言によって、授業改善をすすめていく ①②大東市教育研究フォーラム、大東教員スキルアップ講座、各種法定研修等を計画し、年間を通じて教職員が学び続けることができるように支援する ③「教育専門監」として指導主事を各校へ派遣し、子どもたちが協同的に学ぶことができるよう単元を通した授業づくりについて指導・助言する	①大東市教育研究フォーラムの実施（7／30） 教職員と保護者、市民の方が一堂に会することで、大東市の教育について理解を深める場とする。また、教職員の学びのニーズに応じた講師を招聘することで、これまでの教育実践を振り返るとともに、これからの教育実践へと効果的につなげる。 ②「だいとう教育ビジョン2025」を活用し、教職員が計画的かつ日常的に自身の教育実践について振り返ることができるよう促す。また、その振り返った内容について、大東教員スキルアップ講座等を通して好事例を横展開する。 ③学校からの活用計画書をもとに、派遣計画を立てる。確かな学力の定着に向け、計画的かつ継続的に支援を行うことで教職員の授業力向上を図る。	教育研究所

重点項目				
Ⅰ．学力の向上				
重点項目達成のための主な取組み	令和６年度の○成果・●課題（C）	令和７年度を取組目標（P）	令和７年度を取組予定内容（D）	担 当
3 体力・運動能力の向上	①体力合計点 T得点（偏差値） 小5男子 49.3→（R5年度 49.3） ●小5女子 47.8↓（R5年度 48.1） ●中2男子 47.7↓（R5年度 48.8） ●中2女子 47.4↓（R5年度 47.8） ●8項目中、小学校男子4項目、小学校女子2項目、中学校男子2項目、中学校女子3項目で大阪府の平均を上回った。 ②「運動やスポーツをすることは好きですか」の質問に対する肯定的回答 ○中学校男子で府平均を上回った。中学校女子は府平均は下回ったが、昨年度に比べて府平均に近づいた。 ●小学校は男女ともに府平均を下回った。 【R6 小学校男子－2.7ポイント、小学校女子－5.4ポイント、中学校男子＋0.5ポイント、中学校女子－2.1ポイント】 ○中学校ではアルティメットをはじめとするニュースポーツに取り入れたり、目標を立てて競技に取り組んだりするなど授業改善が進んだ。 ③○休日部活動の地域移行の満足度アンケートにおいて、保護者85%、生徒90%から肯定的回答を得られた。 ●連絡アプリの活用や指導者との連携について、保護者から改善を求められることもあった。	◎目標【運動に対する意欲と能力の向上】 ①「全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小5・中2）」における「運動やスポーツをすることは好きですか」の肯定的回答で大阪府の平均値を上回る。 ★R6結果 小学校男子 －2.7ポイント 小学校女子 －5.4ポイント 中学校男子 ＋0.5ポイント 中学校女子 －2.1ポイント ②「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における体力合計点（T得点・偏差値）について、前年度の数値を上回る。 ★R6結果 小学校男子 49.3 小学校女子 47.8 中学校男子 47.7 中学校女子 47.4 ③今後の活動拡大も視野に入れ、休日の学校運動部活動の地域移行種目（剣道・水泳・バスケスクール）について、参加者アンケートでの活動に対する肯定的回答率90%以上を維持する。 ★R6結果 90%	①めっちゃMORIスポーツテストの結果を踏まえて、各校における子どもたちの課題について現状分析を行い、実態に応じた体力づくり推進計画（アクションプラン）を作成し、各校がPDCAサイクルを回していくことができるように助言・発信する。 ②めっちゃMORIスポーツシステムのMy運動遊びの活用を推奨するなど、ICTを活用した子どもの体力向上に取り組む。 ③部活動地域移行コーディネーターを中心に、活動内容の充実と指導者・保護者間の連絡体制整備を図る。	指導・人権教育課

重点項目				
Ⅰ．学力の向上				
重点項目達成のための主な取組み	令和６年度の○成果・●課題（C）	令和７年度取組目標（P）	令和７年度取組予定内容（D）	担 当
4 小学校からの英語教育の推進と中学校英語教育の充実	①○中学３年生のCEFR：A1以上（英検３級以上相当）の割合44.2％（速報値）と目標を上回った。 ○英語教育推進研修等において、国・府の施策や情報を的確に伝達できた。 ○学習指導要領に準拠した授業の改善点等を明確化・視覚化した上で周知し、各校での授業改善へとつなげた。 ○外国語指導力向上研修「Deep+（ディープラス）」を実施し、英語COや10名のAETと連携して教員の指導力向上を図った。 ●「CAN-DOリスト」を作成しているものの、効果的な活用につなげるしかけづくりが不十分であった。 ②「Daito English Trial」の合格率については、151名の助成認定に対して、3級以上の合格者が64名となった。（合格率42.4％）中学３年生の英検（実用英語技能検定）3級以上取得率は20.8％であった。 ●S-CBT方式の助成については、流れについてわかりやすく周知する必要がある。 ③●小学３～６年生に対するアンケート項目「外国語の勉強は好きだ」の肯定的回答については、77.5％となり、前年との数値を下回った。	◎目標【生きて使える英語力の習得】 ①CEFR：A1（英検３級相当）以上の英語力を有すると思われる中学３年生の割合、50％以上をめざす。 ★R6結果 44.2％ ②「Daito English Trial」の合格率45％以上をめざす。 ★R6結果 42.4％ ③小学校段階での「話す」「聞く」活動の充実を図り、小学３～６年生に対するアンケート項目「外国の人と英語で話したいと思う」の肯定的回答80％以上をめざす。 ★R6結果 72.4％	①小学校外国語専科、小中連携教科指導、英語コーディネーターの各英語加配教員を中心に、アンケートによる研修満足度80％以上となるよう、英語教育の推進及び充実にねらいとした英語教育推進研修を実施する。 ②中学生を対象に、大東市版英語検定「Daito English Trial」を実施し、英検S-CBTの受検料を助成する。（その際、手続の周知方法を工夫する） ③全校への学校訪問（授業見学）を1学期の早い段階に実施し、AET活用促進の希望や外国語教育推進に向けた各校の取組みについてヒアリング及び授業見学を行う。	指導・人権教育課

重点項目				
Ⅰ．学力の向上				
重点項目達成のための主な取組み	令和６年度の○成果・●課題（C）	令和７年度取組目標（P）	令和７年度取組予定内容（D）	担当
5 ICTを活用した教育の推進	①●教員向け掲示板「TSP」については、緊急時の連絡や全教職員への情報提供のツールとして定着しつつある。その一方で、授業改善や教材に関する教職員間での情報共有については、校務DXの取組み状況や自主的研究会の成果報告など一部の活用に残っている。 ○1学期の全校オンラインヒアリング及び2・3学期に全校訪問を実施し、各校の状況把握を行うとともに他校の好事例等の情報提供を行い、各校の情報活用指導力の向上を図った。 ※ICTを活用することで自分のペースで理解しながら学習を進めることができると思う児童生徒の割合 【R6実績】小学校79.5% 中学校80.3% ②○希望する教員を対象に生成AI利活用講座（オンライン）を開催し、情報教育担当者を中心に各校で校務DXの取組みを実行し、その成果の共有を行った。 ③○情報担当者研修会では、「児童生徒につけたいスキル表」を実践し、児童生徒のICT活用能力に対する効果を検証した。 ○希望者対象学習会では、自己調整学習の研究を行い、グループに分かれ授業実践や公開授業を実施した。 ・情報教育担当者研修会 5回 ・その他の支援（学習会等） 26回 ○大阪府スマートスクール実現モデル校の指定を受けた学校においては、「個別最適な学びと協働的な学びの実現をめざすICTを活用した授業づくり」をテーマに取組みを進め、その取組み成果を府域に発信した。	①「TSP」の活用や学校訪問により各校のICT活用事例の横展開を図り、各校において、子どもたちが自己調整しながら、主体的に学習に取り組む授業づくりを実践する。 ※ICTを活用することで自分のペースで理解しながら学習を進めることができると思う児童生徒の割合 【R7目標】小学校85.5% 中学校85.5% ②教職員用端末および校務ネットワークの更新時に、教職員端末の利便性の向上や周辺機器の整備を行うとともに、環境を活かした校務DXやペーパーレス化等のソフト面での取組みを推進する。 ③情報担当者研修会や希望者対象の学習会を継続実施し、ICTの活用ありきではなく、効果的な場面で活用される授業づくりの研究を進め、ICT活用指導力の向上を図る。 ※ICT活用指導力 【R7目標】88.0%	①「TSP」については、教育委員会からの連絡事項と、教員間もしくは教員と教員委員会間との情報共有等、ジャンルを絞った簡素な構成にすることにより、より多くの教員が日常的に使用できるものに変更する。 各校につき年2回以上、学校訪問やオンライン等による情報共有の場を設定し、学校の状況把握、困りごとへの対応、好事例の状況提供を行う。 ②教職員用端末の校外への持ち出しを可能とし、教育委員会が主催する研修や会議でのペーパーレス化を進め、さらには各校間での活用を広げる。 携帯モバイルを活用した情報共有の効率化を進める。 ③前年度に引き続き、情報担当者研修会や1人1台端末を活用した「学び合う」授業づくりの充実に向けた希望者対象学習会を開催する。 ・情報教育担当者研修会 5回 ・その他の支援（学習会等） 17回以上	ICT教育戦略課

令和7年度 大東市教育大綱実施計画

重点項目				
重点2 安全・安心な教育環境の推奨				
重点項目達成のための主な取組み	令和6年度の○成果・●課題 (C)	令和7年度 of 取組目標 (P)	令和7年度 of 取組予定内容 (D)	担 当
1 いじめ見逃しゼロ宣言	①○令和6年12月末時点のいじめ認知件数は小学校が1,345件、(昨年度1,139件)、中学校が189件(昨年度179件)と昨年度に比べ微増しており、積極的認知を進めている。 ●アンケートによるいじめ認知について、小学校は84.0%(府55.0%)、中学校が60.9%(府28.7%)となっており、全国や府と比べて非常に高い傾向にあるが、昨年度に比べるとアンケート以外でのいじめ認知が増えている。引き続き、日々子どもたちとのかかわりや二者懇談等で児童生徒に丁寧に聴き取る取組みを広げることが必要である。 ②○2名の教育アドバイザー(警察OB)による定期的な学校訪問は、昨年度と同様に300回を超えた。加えて、事案発生時の緊急訪問回数も増えている。その結果、各校で抱えているいじめ事案の早期解決や適切な対応について助言することができた。非行防止教室についても犯罪の低年齢化に伴い、小学校で10回程実施し、問題行動の未然防止に努めた。中学校に関しても、学校の状況に応じて3回程実施をしている。 ○専門家連携の中でもスクールロイヤーには積極的にケース会議への参加を依頼し、いじめの重大事態に繋がりにくい事案を複数件、解消傾向につなげている。 ●SCやSSWの積極的かつ効果的な活用が浸透しつつあるものの、すべてのケースで迅速な活用はできていない。担当者連絡会等を通じて専門家連携を早期に促す必要がある。 ③○研修等での指導・助言を行ったことで、昨年度より中学校で2%程上昇した。	◎目標【子どもたちの安心・安全な学校生活環境の保障】 ①いじめの積極的認知を進め、小学校1,700件、中学校200件を上回るために、アンケート以外にも日常の児童生徒との関係性づくりや二者懇談の実施等について指導・助言を行う。 ★R6結果 小学校 1,720件 中学校 212件 ②いじめのその後(いじめの解消率)にこだわり、いじめ解消率について小学校85%、中学校90%を上回るために、事案の経過やその後の様子について、各校と情報連携を密に行う。新たにスクールロイヤー活用事業をスタートさせ、専門家を交えたケース会議を行うことで、個に応じた多面的な支援方法を検討し、対応するよう助言を行う。 ★R6結果 小学校 76.1% 中学校 69.8% ③2学期に実施する学校あんしん生活アンケートを確実に回収し、小学校99%、中学校97%を上回る。長期欠席の児童生徒の状況把握が漏れることのないよう、家庭訪問等でアンケートの代替を検討する。 ★R6結果 小学校98.1% 中学校95.5%	①アンケートで発見したいじめ事案について、被害側児童生徒に対し複数人で丁寧に状況等を聞き取り、その内容を学年や学校で共有し、見守りを続けるよう指導する。 「いじめ防止対策推進法」に定義されているいじめについて、児童生徒だけでなく保護者にも正しい理解を促す。 いじめの重大事態につながる可能性がある事案については、学校からの詳細報告を求め、初動対応の時点から組織的に対応を進める。 ②教育アドバイザー(警察OB)による非行防止教室の回数を増やすとともに、定期的な学校訪問において、いじめの早期発見や適切な対応について助言する。 そもそまいじめを許さない雰囲気づくり(発達支持的生徒指導)の考え方について、教職員の正しい理解を促進し、集団づくりや道徳教育、人権教育の充実を図る。 近年急増しているネットトラブルの対応として、枚方少年サポートセンターや四條畷警察の防犯教室の積極的な実施と、関係機関とのスピーディーな連携を図る。 ③各校における職員研修等において、いじめ認知の具体策について学ぶことができるよう、市教委主催(年間3回)のいじめ対応担当教員連絡会で指導・助言を行う。	指導・人権教育課

重点項目				
重点２ 安全・安心な教育環境の推奨				
重点項目達成のための主な取組み	令和６年度の○成果・●課題（C）	令和７年度の取組目標（P）	令和７年度の取組予定内容（D）	担 当
2 不登校の未然防止、学びの支援	①●１２月末時点で「学びへのアクセス（週１回以上）」が難しい状況にある児童生徒数は、不登校児童生徒３４３人（１２月末で欠席等２０日以上）のうち、５２人（７％）である。 ○Ｒ６年度中に各校における校内教育支援ルームの整備が進み、全小・中学校に設置できた。また、各校の状況に応じて備品や教材を購入し、校内教育支援ルームでの支援を充実させている。 ②○教育支援センター「ボイス」の登録者は１２月末時点で５０人（Ｒ５年度末６６人）であり、１２月末時点の延べ登所者数は１，１７０人（Ｒ５年度１２月末１，０９０人）と増加している。校外学習、通信制高校見学会、農園活動、創作活動等、児童生徒の関心に応じた幅広い活動を行うことができた。また、アウトリーチ支援に取り組み、学校への登校につなげることができたケースもあった。 ③○「教育相談室」の相談件数は、来室・電話での相談が１２月末時点で２６件となり、前年度末の件数を超えた。 ●各校でＳＣやＳＳＷなどとの相談機会が充実しているが、引き続きセーフティーネットとしての教育相談室の役割を幅広く周知する必要がある。	◎目標【すべての子どもたちが学び前向きにアクセスできる】 ①登校できていない児童生徒についても、ＩＣＴや「ボイス」など、何らかの学びの機会につなげ、まったく学びにアクセスできていない児童生徒数４０人を下回る。 ★Ｒ６結果 ８２人 ②多様な不登校支援策を提供し、「ボイス」の延べ登所者数１，６００人を上回る。 ★Ｒ６結果 １，５７２人 ③教育相談室の活動内容を幅広く周知し、相談件数４０件を上回る。 ★Ｒ６結果 ３１件	①国の動向や新たな市の方針をアップデートさせながら、一人ひとりの児童生徒の状況に合った不登校支援を多層的に提案できるよう、不登校対応担当教員研修会を実施（年３回）する。 「ボイス」のノウハウを取り入れた各校の「教育支援ルーム」の運営を持続可能なものとできるよう、不登校担当者や不登校支援員と「ボイス」の連携機会を拡充させる。 不登校支援員の人数の確保と資質向上のため、「大東スクールアシスト（人材バンク）制度」の積極的活用や、不登校支援員連絡会を実施（年３回）する。 ②「ボイス」において、プログラミング学習やｅスポーツ等、児童生徒の関心の高い活動を充実させる。また、アウトリーチ支援を充実させるため、月曜日の活動内容を広く周知する ③教育支援センターの相談機能充実のため、「ボイス」利用者の保護者等への周知や、保護者交流会との連携を図る。	指導・人権教育課

重点項目				
重点２ 安全・安心な教育環境の推奨				
重点項目達成のための主な取組み	令和６年度の○成果・●課題（C）	令和７年度を取組目標（P）	令和７年度を取組予定内容（D）	担 当
3 学校施設・設備等の安全性の構築	①○当初の予定通り、１０月から諸福小学校長寿命化改修工事に、１月からは南郷小学校長寿命化改修工事に着手した。複数年度に亘る大規模工事となるが、徹底した施工管理・工程管理の下、工事を進めていく。 ②○翌年度以降の工事に向けて、住道北小学校長寿命化改修工事設計業務及び住道南小学校屋内運動場長寿命化改修工事設計業務が完了した。また、令和６年１月に契約を解除した四条北小学校長寿命化改修工事設計業務に関しても、今年度改めて公募型プロポーザル方式により事業者選定を行い、結果として高い技術力を有する事業者と契約を締結することができた。 ①②●建築資材等の高騰の影響から、長寿命化改修に要する工事費用が当初の計画より大きく膨らんでいる。また、令和１１年度には義務教育学校の新設も予定されている。「長寿命化計画」を確実に進めていくためにも、関係課と連携を図り、財源確保や施設の適正規模等について検討していかなければならない。 ③○今年度は四条小学校他２校の校舎空調機更新工事が完了した。空調機の効きの悪さが解消され、学校からも高評価を得ている。また、令和７年度に着手する工事に向けて、住道南小学校他２校の設計業務が完了した。 ④○今年度は四条小学校他３校への体育館空調機（ＬＰガス式）設置工事が完了した。中学校８校への設置は既に完了しており、災害発生時の避難所機能の強化とともに、快適な学習空間を確保することができた。また、令和７年度に着手する設置工事に向けて、深野小学校他４校の設計業務が完了した。 ●体育館の老朽化が進んでおり、空調の効果を最大限確保するためにも、長寿命化改修を通して断熱性能の向上に取り組んでいく必要がある。 ⑤○昨年度に引き続きスケジュールを前倒しして通学路安全協議会を開催した。それにより早期に具体的な通学路の安全対策を実施することができた。 ●ホームページ等を通じて地域の方々にも危険箇所に関する情報提供を呼びかけ、継続して通学路の安全対策に取り組んでいく必要がある。	①令和７年度は、新たに住道北小学校（校舎・体育館）、住道南小学校（体育館）の長寿命化改修工事に着手し、非構造部材の耐震化、施設の老朽化、教育環境の質的向上等の諸問題を解決する取組みを推進していく。校舎工事に関しては、複数年度に亘り、仮設校舎を用いないローリング方式で工事を進めていくこととなるが、子どもたちの安全を第一に考え、徹底した施工管理・工程管理の下、工事を執り行っていく。 ②令和７年度には、策定から５年が経過した長寿命化計画の改訂を行う予定である。今後も当該計画に基づいて適切に進捗管理を行い、学校施設の安全性の構築、教育環境の質的向上等に繋がる取組みを推進していく。 ③令和５年度末をもって更新工事が完了した中学校と同様、小学校の校舎空調機も老朽化が進み（平成２０年度に設置）、「冷風が出ない、異音がする、水漏れがする」等の不具合が頻発しているところである。良好な教育環境を維持するため、令和７年度以降も計画的に更新工事に着手していく。 ④災害避難所となる際の、避難者の生活維持を図ることを主たる目的として、中学校に引き続き、小学校体育館にもＬＰガス式の空調機を設置する。また、設置された体育館空調機が災害時において適切に運用されるよう、関係課と連携しながら災害対策班・地域の方等に使用方法を周知していく。 ⑤子どもたちが安心して通学できるよう、子ども安全見守り隊や道路管理者、警察等の関係機関と連携を図り、引き続き通学路の安全確保に取り組んでいく。	①昨年度より実施している諸福小学校（令和６～７年度）、南郷小学校長寿命化改修工事（令和６～８年度）に加え、住道北小学校（令和７～８年度、校舎・体育館）、住道南小学校（令和７年度、体育館）の長寿命化改修工事に着手し、計画的に工事施工を進めていく。また、令和６年１月に契約を解除した四条北小学校長寿命化改修工事設計業務についても、新たな設計事業者とともに、関係課・学校関係者と緊密に連携を取りながら、令和８年３月末の完了に向けて業務を進めていく。 ②劣化状況調査や将来の児童・生徒数の推計などにより、小・中学校施設の実態を把握するとともに、学校施設を取り巻く環境の変化や財政的な制約も踏まえ、学校施設の整備方針や実施計画などの見直しを行う。 ③住道南小学校、氷野小学校、泉小学校の校舎空調機更新工事を完了させる。また、四条北小学校についても、校舎空調機の老朽化が著しいことから、長寿命化設計業務の中で併せて校舎空調機の設計も委託しているところであり、長寿命化改修工事に先行して令和７年度の後半には更新工事に着手する予定である。 ④「ＬＰガス災害バルク等の導入補助金」を活用し、３校（深野・氷野・灰塚）への設置工事を完了させる。また、住道北小学校と住道南小学校については、学校施設環境改善交付金（文科省）を活用して、長寿命化改修工事の中で体育館空調機を設置する予定である。 ⑤通学路合同点検については、学校から報告された危険箇所の現状を把握するとともに、９月中旬に開催する通学路安全協議会において改善を要する箇所等の対策等を協議し、早期に安全対策に取り組む。	学校管理課

重点項目				
重点２ 安全・安心な教育環境の推奨				
重点項目達成のための主な取組み	令和６年度の○成果・●課題（C）	令和７年度取組目標（P）	令和７年度取組予定内容（D）	担当
4 給食を柱とした食育の推進	①○地元産食材の使用や生徒から募集したレシピの献立化など、食への理解促進を図るとともに、教科の中で取り組む食育授業の実践を進め、食育指導の推進を図ることができた。 ●給食を柱とした食育指導について、小中学校間で連続性を意識した交流促進と実践による体系化が必要。給食指導担当者会と食育推進担当者会との更なる役割分担を明確し、より実践的な食育の試みを増やしていく必要がある。 ②○中学校給食については、より生徒が好む献立上の工夫や食育理解に資する実践を進めたことにより、生徒アンケートの前年度比較では、満足度は79%と横ばいになったが、楽しさ度は91%と5%上昇した。今後も同様の取組を継続していく。 ●中学校給食の在り方は、デリバリー方式にも事業リスクがある点や、学校の設置環境等により適切な方法が異なる可能性があることを踏まえ、今後も継続検討していくことが重要。 ③○諸福小学校給食室改修中の代替給食を通じて、アレルギー対応等の問題点を把握し、今後の課題として整理出来た。 ●諸福小学校給食室改修工事は場所移転を伴うため、想定外の問題(地盤改良)等が発生し、工期延長となったことを踏まえ、場所移転を伴う際の課題を整理する必要がある。 ●各小学校給食室の老朽化がかなり進行しており、大規模改修まで持たないケースも含めて、給食提供の改善策を練っていく必要がある。	①給食を柱とした食育指導について、小中学校を通じて体系化を図るため、給食指導担当者会と食育推進担当者会との役割分担をより明確化するとともに、実践的な食育理解に資する取組を推進し、児童・生徒の食への関心の向上に繋げる。 ②中学校給食について、給食の取組内容を様々な面で充実させ、生徒アンケート結果を前年度よりも維持・向上させるよう努める。中学校給食の在り方は、選択肢拡大も視野に入れつつ、検討していく。 ③南郷小学校及び住道北小学校について、先例での課題や問題点を生かしつつ、より使いやすく、作業効率性の高いドライ方式給食室改修工事を進める。	① 給食指導担当者会、食育推進担当者会、学級担当等と連携し、教科の中で取り組む食育指導を充実させていくとともに、給食の情報発信の充実、生徒からのレシピ募集など、給食を通じて食への理解が進む取組を多面的に推進する。 ② 中学校給食について、献立上の工夫や美味しさの充実に取り組むとともに、食育授業等において給食の取組内容を伝える機会を充実させ、生徒がアンケートに適切に回答できる環境構築に努める。中学校給食の提供方式については、事業リスクや整備コスト、学校の設置環境等の諸要因のみならず、広域連携等の選択肢の拡大も視野に入れ、継続的に検討していく。 ③ 南郷小学校及び住道北小学校の給食室について工期に沿った改修工事を進めるとともに、南郷小学校の代替給食について円滑な実施に努める。四条北小学校の給食室について、先行事例の蓄積を活かし、設計事業者との協議を遺漏なく進めていく。	学校管理課

重点項目				
重点２ 安全・安心な教育環境の推奨				
重点項目達成のための主な取組み	令和６年度の○成果・●課題（C）	令和７年度を取組目標（P）	令和７年度を取組予定内容（D）	担当
５ インクルーシブ教育の推進	①○通級指導教室担当者連絡会及び担当者間の交流や授業研究をチーム学習等で実施し、授業力の向上や専門性を高めることで通級指導の充実につなげることができた。 ①●各種研修については実施できたものの、昨今の支援教育を取り巻く状況や個々の児童生徒の教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援の実現をめざし、教職員の育成を図るべく、研修内容をより一層充実させる必要がある。 ②○発達相談については、今年度末まで予定しているケースも含め、年度内実施率９０％以上を達成できる見込みである。幼稚園の相談ケースについては、１００％の実施であった。 ①②○巡回相談についても、目的別（UDLの学校づくり・個別相談・通級指導教室の運営等に関する相談）に実施し、それぞれ予定回数実施することができた。さらに、可能な限りリーディングチームも同行することで、教員の専門性向上を図ることができた。 ①②●発達相談・巡回相談・支援学校の訪問相談事業について、個々のケースに応じて継続的また計画的な活用ができるよう、引き続き丁寧な周知を図る必要がある。 ③○支援学級在籍の児童生徒を支援する介助員の各校充足率１００％を維持することができた。	◎目標【支援を必要とする児童生徒の学習環境整備】 ①ここ数年で利用が拡大している通級指導教室において、学習に関するアンケートへの肯定的回答率１００％をめざす。 ★R６結果 「通級の学習は楽しい」 ９８．６％ 「通級の学習は役に立つ」 ９８．２％ ②個（児童生徒）に対するアセスメントである発達相談と、全体（学校、学級等）のアセスメントが目的の巡回相談について、学校からの依頼に対する年度内対応率９０％を上回る。 ★R６結果 ９２．８％ ③介助員の各校充足率１００％を維持する。 ★R６結果 １００％	①通級指導教室担当者連絡会を実施し、情報共有や支援のあり方に関する研修を実施する。また、横の連携を深めるための交流や授業研究、チーム学習会を開催し、通級指導の充実を図る。 ②各相談に関する関係機関・専門家のスケジュールを調整し、各校において丁寧にアセスメントを行う。また、UDL（Universal Design for Learning）の学校づくりやビジョントレーニング、個別相談など、目的を明確化させて巡回相談を実施する。 ③介助員研修・連絡会や面談等を通じて、働きやすい職場環境づくりをめざすとともに、地域や保護者とのつながりを大切にしながら人材を確保する。	指導・人権教育課

令和 7 年度 大東市教育大綱実施計画

重点項目				
重点 3 開かれた魅力ある学校づくり				
重点項目達成のための主な取組み	令和 6 年度の○成果・●課題 (C)	令和 7 年度 of 取組目標 (P)	令和 7 年度 of 取組予定内容 (D)	担 当
1 小中一貫教育の推進と発展	①○全中学校区において、9 年間を系統立てた各教科のカリキュラムのもと、計画的な教科指導を進めることができた。 ○全小学校において教科担任制における教科指導を 3 教科以上実施することができた。また、5 教科以上で教科担任制を実施することができた学校が半数あった。 ○小中一貫教育の更なる発展に向け、先進事例の情報を収集するとともに、市内各校で実施している小中一貫教育の取組みを再確認し、好事例等をフィードバックすることができた。 ②○各中学校区において、小中一貫推進会議等を実施し、児童生徒交流、教職員交流を年間 3 回以上実施することができた。	①全中学校区において、9 年間を系統立てたカリキュラムの下、計画的な教科指導を進めるとともに、教科担任制を推進し、その先にあるチーム担任制を研究しながら、義務教育学校の設置に向けた検討等で収集したノウハウを各学校にフィードバックし、各中学校区の実態に応じたより良い小中一貫教育を推進する。 ②各校区における児童生徒交流及び教職員交流を更に推進する。	①・小学校高学年において教科担任制における教科指導を 3 教科以上実施する。 ・中学年においても、加配等を活用するなど、実情に応じて教科担任制を工夫する。 ・義務教育学校の設置に向けて、小中一貫教育の先進事例の情報を収集するとともに、そのノウハウについて各学校へフィードバックを図り、共有する。 ②各中学校区において、小中一貫推進会議の日程について年 3 回以上会議を開催するために調整を図り、「アクセスプラン」、「あいさつ運動」などの児童生徒交流、小中合同研修会、相互授業参観などの教職員交流を年間 3 回以上実施する。	教育企画室
2 地域に開かれた信頼される学校づくり	①○地域教育協議会主催行事について、各地域教育協議会で内容を検討し、コロナ禍前の水準でフェスティバルを開催し地域の子どもたちの活躍の場の設定ができた。また、フェスティバル以外にも、学校支援活動としての取組みを実施することができた。 ②○全中学校区において、学校運営協議会を設置することができ、ほぼ全ての中学校区において、会議を年 3 回以上開催することができた。 ●学校運営協議会の役割が認知されつつあり、学校と委員との間において課題の共有はできているが、具体的な方針の決定があまりできなかった。 ③○各中学校区の代表による情報交換会を開催し、課題や情報を共有をすることができた。また、地域教育協議会等の委員を対象にした研修会を実施し、学校と地域のかかわり方について、改めて理解を深めることができた。	①地域教育協議会においては、フェスティバルに限らず、地域の子どもたちが活躍できる企画を検討し、学校・家庭・地域総がかりでの子どもたちの健全育成を引き続き推進する。 ②学校運営協議会においては、地域とともにある学校づくりを推進するために、学校運営協議会が中心となって学校の運営をサポートする取組みを熟議し、地域教育協議会等と協力しながらその取組みを実践できるよう計画的な会議の開催に努める。 ③地域教育協議会・学校運営協議会の役割等の周知を図り、研修会の開催や事例紹介など、各協議会が円滑に運用されるよう情報提供を行う。	①地域教育協議会においては、地域の子どもたちが活躍できる協議会主催の行事を検討し、年 1 回以上実施や、学校支援活動の推進を図る。 ②学校運営協議会においては、地域とともにある学校づくりを推進するために、全中学校区において年 3 回以上の会議を引き続き開催する。 ③より良い学校運営ができるように、地域教育協議会や学校運営協議会の役割等の周知に努め、他地域の活動状況の共有を図るとともに、委員等対象に研修や情報交換できる場を設ける。	教育企画室

重点項目				
重点３ 開かれた魅力ある学校づくり				
重点項目達成のための主な取組み	令和６年度の○成果・●課題（C）	令和７年度の取組目標（P）	令和７年度の取組予定内容（D）	担 当
３ 教職員が教育の質を高める環境づくり	①○●１２月段階での一人あたり月平均時間外在校時間が小学校で３０．２時間、中学校で４２．７時間であり、小学校においては目標を達成することができた。中学校においては目標が達成には至らなかった。 ●現在の出退勤システムでは、教職員が自分の時間外勤務状況をリアルタイムに確認することができず、意識改善につなげることが難しい。 ②○学校閉庁日の拡充に伴い、長期休業期間中の年休等の取得が進んだ。 ●年休取得状況については、教頭の負担軽減の観点から全教職員の年休取得状況を把握することができなかった。次年度は新たな出退勤システムにより、年休取得状況を把握し、取得促進につなげたい。	①業務改善リーフレットを活用し、教職員の働き方への意識改革を図るとともに、新たな出退勤システムにより、時間外在校時間を事務局側も教職員側もリアルタイムに把握し、働き方への意識改革をさらに進める。教職員一人あたりの月平均時間外在校時間を小学校で３０時間以下、中学校で４０時間以下をめざす。 また、産業医による面接指導を活用し、教職員の健康及び福祉を確保する。 ②新たな出退勤システムを活用し、自身の年休取得状況を把握することで、休暇取得の促進につなげる。 また、学校閉庁期間を令和６年度同様設定し、休暇取得５日以上をめざす。	①学校における働き方改革を推進するため、各校の効果的な取組みを学校訪問等で情報収集し、教頭・主任会等で１回以上情報提供を行う。 各校の時間外勤務時間を集約し、集計結果を学期に一度各校に情報提供を行う。 時間外在校時間が月８０時間を超える教職員には、産業医による面談を積極的に活用させ、教職員の健康及び福祉を確保する。 ②新たな出退勤システムにより、教職員の休暇取得状況を把握し、学期に一度年休取得を促す通知を行う。	教職員課
４ 学校情報の発信	①○ホームページ、ＹｏｕＴｕｂｅ、Instagram、ＬＩＮＥなど多様なコンテンツを活用し情報発信を行った。 ●ＹｏｕＴｕｂｅの投稿数は減少した。 ＹｏｕＴｕｂｅ投稿数 ８本 ②○「大東学び合いネット」（ホームページ）では従来の学校からの発信に加え、教育委員会からの情報発信が充実した。 ○大東市の公式ホームページで子どもたちのＩＣＴを活用した教育活動の状況や教員の取組み内容を発信した。 ③○保護者への連絡手段として電子連絡板を活用する学校が増加した。 ●教育委員会や市役所からの案内等についても電子掲示板活用によるペーパーレス化を進めているが、イベント募集の反応が少なかったなどの事例もあり、紙媒体と電子掲示板との使い分けの検証が必要となる。	①対象者、頻度、目的などの状況に応じて、多様なコンテンツを活用した情報発信を進めるとともに、動画による提供が効果的な情報に関してはＹｏｕＴｕｂｅを積極的に活用し、リンクをホームページに掲載するなどそれぞれの利点を活かした運用を進める。 ②「大東学び合いネット」の活用を進めるとともに、更新にあわせてレイアウト等の変更を検討する。 ③保護者向け電子連絡板等の活用法の横展開を図り、デジタル配信事例を広げるとともに、事務負担の軽減、効果、ペーパーレス化の観点を踏まえながら、活用率の向上を図る。	①各課間での連携を深め、効果的な情報発信のコンテンツの情報共有を図り、情報発信の総数を増加させる。 ②「大東学び合いネット」の教育委員会からの情報発信数の機会を増加させる。 ③保護者向け電子連絡板の全校、全クラスでの活用をめざし、大東市（教育委員会事務局）からのお知らせのデータ化を促進する。	ICT 教育戦略課

令和 7 年度 大東市教育大綱実施計画

重点項目				
重点 4 徹底的家庭応援				
重点項目達成のための主な取組み	令和 6 年度の○成果・●課題 (C)	令和 7 年度 of 取組目標 (P)	令和 7 年度 of 取組予定内容 (D)	担 当
1 学校・家庭・地域との連携協働の推進	①○新たにスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）を 5 名採用し、12 名体制となり、各小学校に専任の SSW を配置することができた。また、週 1 回の担当小学校勤務や相談・訪問チームによる会議を主導する役割を担った。 ●経験年数が浅い SSW が多く、複雑・多様化した相談に、柔軟に対応できる体制を構築する必要がある。 ②○市内全小学校にクラウド型スクリーニングシステムを導入し、11 小学校で同システムを活用したスクリーニング会議を実施。 ●クラウド型スクリーニングシステムを活用したスクリーニング会議未実施校（1 小学校）あり。 ●支援の方向性について、クラウド型スクリーニングシステムを活用し判定し実施した支援内容と実際の状況との違いなどを検証する必要がある。 ③○学校・家庭・地域における教育の担い分けの保護者の意識について、小学 4 年生の保護者の家庭教育に関する状況把握調査（以下「状況把握調査」という。）にて調査を実施。 ○地域いくカフェにおいて、学校教育（新教科書やタブレット）の周知を行った。	①SSW を東ね中心的な役割を担うリーダー制を導入し、リーダーを中心に各学校の SSW と連携した相談体制を構築するとともに、的確な課題解決のプランニング支援に繋げていく。 ②クラウド型スクリーニングシステムを活用し実施した支援内容と実際の状況について検証・改善を行い、福祉や家庭教育などの支援が必要な児童生徒や家庭の早期発見・早期対応を行う。 ③引き続き地域いくカフェにおいて学校教育を周知するなど、学校・家庭・地域が相互に連携協働できる取組を実施する。	①スクールソーシャルワーカーを東ねるスクールソーシャルワーカーリーダーを配置し、問題解決のために各学校に配置されているスクールソーシャルワーカー（以下、SSW という）へ助言や共同して事案への対応を行い、問題解決への支援を行う。 ②SSW が主導して、すべての小学校においてクラウド型スクリーニングシステムを活用した会議体制を整え、これまでの支援とシステムで確認した内容について、検証・改善を行うとともに、福祉や家庭教育などの支援が必要な児童生徒や家庭の早期発見をする。 ③学校・家庭・地域、それぞれが担う教育を相互理解するため、相談・訪問チームが実施する地域いくカフェにおいて、保護者に対して情報機器の扱いについての日々の習慣づけなどの方法の紹介など家庭教育に資する内容や学校教育の周知を実施する。	家庭・地域教育課

重点項目				
重点4 徹底的家庭応援				
重点項目達成のための主な取組み	令和6年度の○成果・●課題 (C)	令和7年度の取組目標 (P)	令和7年度の取組予定内容 (D)	担 当
2 家庭教育を応援する環境づくり	①○小学1年生の保護者の状況把握調査の未回答者に対して、家庭訪問による督促以外に、SNSを用いての周知を実施。 ○小学4年生の保護者の状況把握調査においても、未回答者にSNSを活用した周知を実施。 ●小学1年生の保護者の状況把握調査の回答率はR6:86.6%(R5:86.4%、R4:87.9%)となり、回答率の減少傾向に歯止めをかけることができたものの、目標としていた90%以上に届かなかった。 ②○状況把握調査の結果を基に、子どもとの関わり方についてをテーマに家庭教育講演会(高野優氏)を実施した(参加者93名)。 ●小学4年生の保護者の状況把握調査の回答率はR6:56.3%(R5:55.4%)で、昨年度より微増に留まり、家庭教育支援事業を実施する上で回答率を上げる必要がある。 ③○アウトリーチ型支援などにおいて分かった気になる保護者や相談する相手が必要としている保護者に対して、いくカフェへの参加などのアプローチを実施。 ●気になる保護者などに対してサロン支援へのアプローチを実施しているが、一部にとどまっている。 ④○思春期を迎えた子どものいる保護者を対象とした「思春期保護者向けセミナー」を土・日曜日を中心に進路2回、性教育1回以外に、今年度より新たに発達に応じた支援、情報モラルについてを各1回、合計5回実施。 ○情報モラルについてはZoomを用い同時配信を行った。	①市SNSや、いくカフェなどを活用し、小学1年生の保護者の状況把握調査の周知を強化するとともに、未回答者に対して、相談・訪問チーム員が訪問し督促を実施し、回答率90%をめざす。 ②小学4年生の保護者の状況把握調査の回答率を上げ、小学1年生、小学4年生の保護者が抱える悩みに即した家庭教育支援事業を実施し、家庭教育の重要性を周知・啓発する。 ③アウトリーチ型支援などで把握した悩みを抱える保護者に対して、保護者の孤立化を防ぐために、いくカフェの開催などの家庭教育支援事業に関する情報提供を行う。 ④小学4年生の保護者の状況把握調査を基に、思春期を迎える保護者が抱える課題や悩みの解消に寄与するテーマについてのセミナーを実施する。	①小学1年生全家庭に対して、1学期中に実施する家庭教育に関する状況把握調査について、市SNSでの周知とともに、いくカフェなどの場においても周知を行うなど周知の機会を増やすとともに、回答率を90%以上になるように、未回答者に対して相談・訪問チーム員の訪問による督促を実施する。 ②SNSを活用するなど周知を強化して小学4年生の保護者に対して2学期中に実施している家庭教育に関する状況把握調査の回答率を上げる。また、小学1年生、4年生の同調査から見える保護者が抱える悩みに即した、いくカフェや家庭教育講演会を実施する。 ③小学校1年生の保護者に実施しているアウトリーチ型支援やSSWが学校などでの活動から把握した情報を基に、悩みを抱える保護者に対して、孤立防止のために、いくカフェなど家庭教育支援事業や子育てに関する福祉イベントなどについての情報提供をSSWから電話や手紙などを用いて直接行い、アプローチを増やしていく。 ④小学4年生の保護者の状況把握調査を基に、思春期を迎える保護者が抱える課題や悩みの解消に寄与するテーマ(進路、性教育、発達に応じた支援、情報モラル)に関する思春期保護者向けセミナーについて、土・日曜日を中心に5回実施する。特に情報モラルについては、習慣づけの大切さを取り上げ、いくカフェなどでも合わせて周知していく。	家庭・地域教育課

重点項目				
重点４ 徹底的家庭応援				
重点項目達成のための主な取組み	令和６年度の○成果・●課題（Ｃ）	令和７年度の取組目標（Ｐ）	令和７年度の取組予定内容（Ｄ）	担 当
３ 親子の育ちをまち全体で応援する機運の醸成	①○家庭教育応援協力企業・団体が実施している家庭教育に関連する取組や企業版いくカフェの実施状況を市ＨＰにて発信。 ●家庭教育応援協力企業・団体が実施している家庭教育に関連する取組の情報発信が市HPによる周知に留まっている。 ②○家庭教育応援協力企業・団体に委託している企業版いくカフェの開催回数増、東部地域に拡大することができた。 （Ｒ５：７２回⇒Ｒ６：８５回） ③○要綱策定に向けて、学校・家庭・地域における教育の担い分けの保護者の意識について、小学４年生の保護者の状況把握調査にて調査を実施。 ●学校・家庭・地域における教育の担い分けの保護者の意識について、十分な分析ができず、家庭教育支援に関する要綱を策定することができなかった。	①家庭教育応援協力企業・団体に対して、家庭教育の重要性を発信するとともに、企業・団体が実施している家庭教育に関連する取組をいくカフェで周知するなど情報発信を強化する。 ②企業版いくカフェをこれまで実施したことがない小学校区でも開催できるように家庭教育応援協力企業・団体に働きかけ、保護者が集える場所の拡充につなげていく。 ③学校・家庭・地域における教育の担い分けの保護者の意識について、小学１年生の保護者の状況把握調査にて確認し、分析の精度をあげ、家庭教育支援に関する要綱の策定を行う。	①家庭教育応援協力企業・団体登録制度に登録している企業・団体が行っている家庭教育に関する取組や企業版いくカフェでの取組をＳＮＳだけでなく、地域いくカフェ、思春期保護者向けセミナーや家庭教育講演会で周知するなど、情報発信の充実に取り組む。 ②家庭教育応援企業団体制度に登録した企業・団体に委託している企業版いくカフェをこれまで実施してこれなかった地区にある企業・団体にいくカフェを委託できるように働きかけ、市内全域で保護者が集える場所を拡充していく。 ③家庭教育の重要性の浸透を図り、本市の家庭教育支援を明確にするために、家庭教育に関する状況把握調査で確認した保護者の意向等を分析し、今年度中に家庭教育支援に関する要綱を策定する。	家庭・地域教育課
４ 教育と福祉の連携強化	① ○「大東市こども家庭センターの組織及び運営に関する規則」により、こども家庭センター（ネウボランドだいとう）におけるＳＳＷの役割が明確になり、就学年齢児童の福祉に関する相談支援事業を実施することができた。 ②○要保護児童対策地域協議会への参加やコミュニティソーシャルワーカー（以下「ＣＳＷ」という。）との連絡会などに参加し、福祉と教育の連携を図ることができた。また、ＣＳＷとの情報共有の機会を定例化させ、年３回開催することができた。 ●ＣＳＷとの会議だけでなく、家庭教育支援事業などで交流を図るなど、双方が持つ情報共有する機会を増やす必要がある。	①こども家庭センター（ネウボランドだいとう）において、引き続きＳＳＷが児童生徒や保護者からの相談を受け、関係機関と連携を図りながら支援を行う。 ②ＣＳＷとの情報共有の会議だけでなく、いくカフェなどの取組を共に実施し、家庭教育支援に対する理解促進を行うとともに情報共有する機会を拡大することで、教育と福祉との更なる連携強化をする。	①こども家庭センター（ネウボランドだいとう）でＳＳＷが児童生徒や保護者からの相談を受け、関係機関と連携を図りながら支援を行う。 ②ＳＳＷが要保護児童対策地域協議会へ参加するとともに、ＣＳＷとの情報共有等を行う会議を開催することに加えて、ＣＳＷに家庭教育支援チーム員会議やいくカフェなどに参加してもらうことで各担当地域でも交流を図り、福祉と教育との連携を深める。	家庭・地域教育課

補助執行に係る 2 事務に関する要綱の制定等について【実績報告】

1. 経緯

補助執行に係る下記の 2 事務について、令和 6 年度 1 2 月定例会及び 2 月定例会において規則改正の議案を議決いただきましたが、その後、具体的な事務手続き等を定めた要綱を制定等しましたので、ご報告いたします。

2. 対象となる補助執行に係る事務

- (1) 市立図書館の管理に関すること。
- (2) 市立小学校の運動場をスポーツを通じた児童の健全育成及び安全な遊び場の確保を図るために児童、地域住民等に開放する事業（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに市立小学校の夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日の午前 9 時から午後 9 時までの間において実施するものに限る。）の実施に関すること。

3. 制定及び改正した要綱

- (1) 大東市図書館障害者サービス実施要綱（新規制定）
- (2) 大東市立小学校運動場等開放事業実施要綱（一部改正）

4. 制定・改正の概要

- (1) 市立図書館における障害者サービスとして実施する①視覚障害者等資料の貸出し、②視覚障害者等に対する対面朗読、③視覚障害者用資料の郵送貸出しについて、利用者登録、申込方法、貸出冊数及び期間等の事務手続き等を定めました。
- (2) 市立小学校運動場を土・日曜日、祝日、夏・冬休み及び春休みに貸出す事業について、①貸出対象からプールを削り、②使用区分を大東市立小中学校の施設の使用に関する条例に合わせ、第 1 区分から第 4 区分までの午前 9 時～午後 9 時までとする改正を行いました。

大東市図書館障害者サービス実施要綱

令和 7 年 1 月 8 日

教 委 要 綱 第 1 号

(目的)

第1条 この要綱は、大東市立図書館条例（平成17年条例第15号。第4条第1項において「条例」という。）に基づき本市が設置する図書館（以下「図書館」という。）において障害者サービスを実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(サービスの種類)

第2条 図書館において行う障害者サービス（以下「図書館障害者サービス」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第3項の規定により複製されたもの及び視覚障害者等の利用を目的に著作権者の許諾を得て作成されたもの（以下「視覚障害者等用資料」という。）の貸出し
- (2) 対面朗読（大東市立西部図書館及び大東市立東部図書館に限り実施する。）
- (3) 点字資料及び視覚障害者等用資料として作成された録音資料の郵送による貸出し

(対象者)

第3条 図書館障害者サービスを利用することができる者（以下「利用対象者」という。）は、大東市立図書館条例施行規則（平成17年教委規則第4号。以下「規則」という。）第3条第2項の登録者であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 前条第1号及び第2号に掲げる図書館障害者サービス 視覚障害その他の事由により著作権法第37条第3項に規定する視覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な者
- (2) 前条第3号に掲げる図書館障害者サービス 視覚障害を有する者

(利用者登録等)

第4条 図書館障害者サービスを利用しようとする者は、図書館障害者サービス利用者（登録・変更）届出書（別記様式）に次に掲げる書類等を添えて、条例第4条に規定する館長（以下「館長」という。）に届け出なければならない。この場合において、館長は、図

書館障害者サービスを利用しようとする者に対し、その者の同意を得たときは、代筆その他の当該届出に必要な支援を行うものとする。

(1) 規則第3条第2項の規定により付与された利用者番号が確認できるもの

(2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、医療機関の発行した診断書その他の第3条第1号又は第2号に定める者に該当することが確認できる書類

2 館長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査の上、当該届出をした者が利用対象者に該当すると認めたときは、その者を図書館障害者サービスの利用者として登録するものとする。

3 図書館障害者サービスの利用者として登録を受けた者は、利用者の登録に係る届出の内容に変更が生じたときは、館長に対し、速やかに図書館障害者サービス利用者（登録・変更）届出書により届け出なければならない。

（貸出しの冊数及び期間）

第5条 第2条第1号及び第3号に掲げる図書館障害者サービスにより貸し出すことができる資料の貸出冊数及び貸出期間は、規則第5条に規定する貸出冊数及び貸出期間とする。

（対面朗読）

第6条 対面朗読を利用しようとする者は、希望する日時その他対面朗読の実施に必要な事項について、事前に館長と調整しなければならない。

（準用）

第7条 第4条及び前条の規定は、指定管理者に図書館の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、これらの規定中「館長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、図書館障害者サービスに関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

図書館障害者サービス利用者（登録・変更）届出書

(宛先)

図書館障害者サービスの利用について、大東市図書館障害者サービス実施要綱第4条第1項又は第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

(新規登録の場合は全て、登録事項の変更の場合は変更内容を記載すること。)

届出の種類	☐ 新規登録 ☐ 登録事項の変更
利用者番号	
氏名	
登録要件	☐ 視覚障害 ☐ その他（ ）
希望するサービス	☐ 視覚障害者等用資料の貸出し ☐ 対面朗読 ☐ 点字資料及び録音資料の郵送による貸出し
確認資料	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 診断書 ☐ その他
備考（職員記入欄）	

(受付:)

○大東市立小学校運動場開放事業実施要綱

令和2年7月21日

教委要綱第2号

大東市立小学校運動場等の開放事業に関する要綱（平成24年教委要綱第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、スポーツを通じた児童の健全育成及び安全な遊び場の確保を図るため、大東市立小学校の運動場を児童、地域住民等に開放し、使用させる大東市立小学校運動場開放事業（以下「開放事業」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

（実施主体）

第2条 開放事業の実施主体は、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）とする。ただし、委員会は、当該事業の事務の一部を青少年の健全育成を活動目的とする団体に委託することができる。

（対象者）

第3条 開放事業の対象となる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該小学校区の児童又は生徒で構成する団体（責任者の明確なものに限る。）
- (2) 当該小学校区の地域住民で構成する団体
- (3) 本市内の社会教育団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める者

（実施日時）

第4条 開放事業を実施する日は、次に掲げる日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日（次号に掲げる日を除く。）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（次号に掲げる日を除く。）
- (3) 大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年教委規則第12号）第2条第1項第2号に規定する夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日

2 開放事業を実施する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、大会の開催等委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 第1区分 午前9時から正午まで
- (2) 第2区分 正午から午後3時まで
- (3) 第3区分 午後3時から午後6時まで
- (4) 第4区分 午後6時から午後9時まで

3 前2項の規定にかかわらず、小学校及び地域の行事で使用する場合等委員会が必要と認める場合は、開放事業を実施しないものとする。

4 委員会は、前項の規定により開放事業を実施しないことを決定したときは、速やかに、開放事業を実施しない日及び時間を公表するものとする。

(使用の手続)

第5条 開放事業により小学校の運動場（以下「運動場」という。）を使用しようとする者は、大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則（昭和62年教委規則第2号）第2条第1項の規定により委員会に申請しなければならない。この場合において、当該申請は、使用日（その日が2日以上にわたるときは、その初日をいう。）の属する月の2か月前の月の初日から行うことができるものとする。

(使用回数)

第6条 運動場を使用しようとする者が月の初日から末日までの間において、第4条第2項各号に掲げる区分を使用できる回数は、15回までとする。ただし、抽選後の申請による使用については、これを超えることができる。

(遵守事項)

第7条 開放事業により運動場を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 雨天等で運動場がぬかるんでいる場合は、使用しないこと。
- (2) 使用の許可を受けた目的以外には、使用しないこと。
- (3) 部外者を小学校内に入れないこと。
- (4) 使用の許可を受けた時間内において準備及び片付けを行い、使用の許可を受けた時間以外の使用をしないこと。
- (5) 小学校内で喫煙し、又は危険物を持ち込まないこと。
- (6) 使用に係る許可を受けた運動場以外の場所に立ち入らないこと。
- (7) 車両（自動二輪車、原動機付自転車及び自転車を含む。）は、許可された区域内に整理して駐車すること。

- (8) 大きな音を発生する等周辺住民に迷惑のかかる行為を行わないこと。
- (9) 許可された区域以外で火器の使用を行わないこと。
- (10) 金属のスパイクシューズを使用しないこと。
- (11) 硬式野球は、練習のみとすること。
- (12) 運動場の使用時における傷病及び疾病は、使用者の責任において対応すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、委員会が管理上不適當と認める行為を行わないこと。

(終了報告等)

第8条 使用者は、運動場の使用が終了したときは、当該使用した運動場の点検及び清掃を行い、使用前の状態にしなければならない。

(弁償責任)

第9条 使用者は、使用した小学校の設備、備品等を破損、毀損、汚損又は滅失したときは、速やかに委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

2 使用者は、前項の設備、備品等を故意又は重大な過失によって、破損、毀損、汚損又は滅失したときは、損害賠償の責めを負うものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、開放事業の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の大東市立小学校運動場等開放事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に決定を受ける開放事業による運動場等の使用について適用し、同日前に決定を受けた開放事業による運動場等の使用については、なお従前の例による。

令和6年度大東市一般会計補正予算(第7次)について

歳入

【学校管理課所管】

○国庫支出金 学校施設環境改善交付金（小学校） 70,213千円

- ・ 校舎空調機改修工事に充当する交付金(泉小・住道南小・氷野小)等

○学校施設整備基金繰入金 Δ20,579千円

- ・ 学校施設の整備に要する経費の決算見込みにより、当該経費に充当するための取り崩し額を減額

○一般財団法人エルピーガス振興センター補助金 Δ39,755千円

- ・ 体育館空調機設置補助金(三箇小・四条北小・四条小・泉小)について、入札後の工事費に基づく変更交付申請に伴う減額

歳出

【教育総務課所管】

○教育委員会総務経費(教育総務) Δ6,694千円

- ・ 連絡配送業務や小学校校務業務（請負）委託料等の決算見込みによる不用額の減額

【学校管理課所管】

○小学校維持管理・保健経費 391,187千円

○中学校維持管理・保健経費 Δ32,211千円

- ・ 校舎空調機改修工事(泉小・住道南小・氷野小) (484,920千円)

- ・ 長寿命化改良工事及び設計業務の決算見込みによる不用額の減額
(住道南小[体育館]・南郷小[校舎]) (△7, 486千円)
- ・ 体育館空調機設置工事の決算見込みによる不用額の減額
(三箇小・四条北小・四条小・泉小) (△83, 226千円)

【家庭・地域教育課所管】

○家庭教育支援事業 △10, 927千円

- ・ 家庭教育の情報発信に係る報償費について決算見込みによる不用額の減額

債務負担行為

【学校管理課所管】

○小学校給食運営経費(期間:令和6～7年度) 限度額 312, 122千円
(21, 082千円増額)

○中学校給食運営経費(期間:令和6～7年度) 限度額 185, 228千円
(21, 397千円増額)

- ・ 精米価格の高騰のため、賄材料費に小学校20円/食(累計額60円)、中学校25円/食(累計額75円)を上乗せして計上

繰越明許費

【学校管理課所管】

○小学校維持管理・保健経費 484, 920千円

- ・ 令和7年度執行予定の校舎空調機改修工事(泉小・住道南小・氷野小)について、学校施設環境改善交付金の獲得を目的として、前倒しで予算措置を行い、令和7年度へ繰り越すもの

令和7年度大東市一般会計予算について

歳入

【学校管理課所管】

○国庫支出金 学校施設環境改善交付金(小学校) 498,676千円

- ・ 長寿命化改良工事(南郷小・諸福小・住道北小・住道南小[体育館])

○繰入金 学校施設整備基金繰入金 628,967千円

○諸収入 学校給食費 (小学校) 33,398千円

(滞繰)15,257千円

(中学校) 19,665千円

(滞繰)10,835千円

○諸収入 一般財団法人エルピーガス振興センター補助金

116,666千円

- ・ 体育館空調機設置補助金(深野小・氷野小・灰塚小)

【家庭・地域教育課所管】

○国庫支出金 子ども・子育て支援整備交付金 29,093千円

○府支出金 子ども・子育て支援整備交付金 7,273千円

- ・ 住道北小長寿命化改良工事に伴う放課後児童クラブ増築棟移設工事

○府支出金 (教育費府補助金) 682千円

- ・ 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業

歳出

【教育総務課所管】

○小学校管理経費(教育総務) **219, 681千円**

- ・ ウォーターサーバー設置費 (351千円)

【学校管理課所管】

○小学校維持管理・保健経費 **3, 519, 032千円**

○中学校維持管理・保健経費 **147, 580千円**

- ・ 訴訟提起に伴う弁護士費用(四条北小長寿命化設計業務契約解除)
(2, 261千円)
- ・ 学校長寿命化改良工事に係る設計委託料(四条北小) (64, 834千円)
- ・ 学校長寿命化改良工事に係る工事費(諸福小・南郷小・住道北小)
(2, 368, 240千円)
- ・ 体育館長寿命化改良工事に係る工事費(住道南小) (387, 200千円)
- ・ 体育館空調機設置工事に係る設計委託料(南郷小・諸福小)
(12, 876千円)
- ・ 体育館空調機設置工事に係る工事費(深野小・氷野小・灰塚小)
(333, 333千円)
 - 住道北小・住道南小の体育館空調機設置工事は、長寿命化改良工事に含む。
- ・ 校舎空調機改修工事に係る工事費(四条北小) (79, 600千円)
 - 住道北小の校舎空調機改修工事は、長寿命化改良工事に含む。
- ・ 小中学校長寿命化計画改訂業務委託料 (11, 792千円)

○小学校給食運営経費 665, 862千円

○中学校給食運営経費 432, 258千円

- ・ 精米価格の高騰のため、賄材料費を小学校20円/食(累計額60円)、
中学校25円/食(累計額75円)を上乗せして計上 (484, 888千円)
- ・ 長寿命化工事に伴う代替給食調理業務委託料(南郷小) (33, 672千円)

【家庭・地域教育課所管】

○放課後児童クラブ維持補修費 51, 235千円

- ・ 住道北小長寿命化改良工事に伴う放課後児童クラブ増築棟移設工事費
(43, 640千円)

○放課後児童クラブ管理運営経費 203, 591千円

- ・ 指定管理者委託料 (203, 291千円)

○家庭教育支援事業 62, 199千円

- ・ 家庭教育に関する情報や学習機会の提供等
- ・ スクールソーシャルワーカーの人件費等

【教育企画室所管】

○義務教育学校設置事業 111, 975千円

- ・ (仮称)大東市立ほうじょう学園設置に係る整備方針(実施計画・基本設計)策定業務委託等、検討委員会・説明会・ワークショップ等の開催

債務負担行為

【教育総務課所管】

○教育委員会総務経費(教育総務)(期間:令和8年度～令和14年度)

限度額 6,242千円

- ・ 教育委員会事務局等の電話機入れ替えに係るリース料

【学校管理課所管】

○小学校維持管理・保健経費(期間:令和8年度) 限度額 1,305,078千円

- ・ 長寿命化改良工事に係る工事費(住道北小)
- ・ 校舎空調機改修工事に係る工事費(四条北小)

【家庭・地域教育課所管】

○放課後児童クラブ維持補修費(期間:令和8年度) 限度額 65,460千円

- ・ 住道北小長寿命化改良工事に伴う放課後児童クラブ増築棟移設工事費

令和6年度大東市一般会計補正予算(第7次)について

歳入

【教職員課所管】

○府支出金 教育支援体制整備事業費補助金 3,263千円

教頭マネジメント支援事業に対する府補助金

歳出

【教職員課所管】

○教育委員会総務経費(教職員) △17,609千円

教職員出退勤管理システム導入経費等について決算見込みによる減額

【ICT教育戦略課所管】

○教育委員会総務経費(ICT教育戦略) △10,690千円

通信回線費及びプリンターサービス等の決算見込みによる減額

○小学校情報機器管理経費 △3,254千円

端末保守業務の内容変更による減額

令和7年度大東市一般会計予算について

歳入

【指導・人権教育課所管】

○国庫支出金 特別支援教育就学奨励費補助金

特別支援児童生徒の就学奨励費 (小学校) 1, 987千円
(中学校) 2, 458千円

○国庫支出金 切れ目ない支援体制整備充実事業補助金

(小学校) 8, 385千円
(中学校) 3, 037千円

切れ目ない特別支援体制整備に係る看護師等の配置に係る補助金

○国庫支出金 理科教育設備整備費等補助金

(小学校) 1, 200千円
(中学校) 800千円

理科等の教育を実施するための学校教材備品購入に係る補助金

○府支出金 部活動指導員配置事業補助金 11, 648千円

部活動指導員配置による府補助金

○府支出金 部活動地域移行補助金 2, 503千円

部活動の地域連携や移行に向けた環境整備に対する補助金

○府支出金 市町村医療的ケア等実施体制サポート事業 412千円

特別支援教育巡回指導、音楽療法指導に係る府補助金

【教職員課所管】

○府支出金 教員等業務支援員等配置事業費補助金 5,421千円

教頭マネジメント支援員等の配置に係る補助金

【ＩＣＴ教育戦略課所管】

○国庫支出金 公立学校情報機器整備費補助金

(小学校) 210,833千円

(中学校) 118,066千円

GIGAスクール推進事業(学習者用端末の更新)に係る補助金

【教育研究所所管】

○諸収入 雑入(学校教育) 1,727千円

学力向上ゼミ受講料(小学校・中学校)

歳出

【指導・人権教育課所管】

○不登校支援・相談事業 24,703千円

「学びへのアクセス100%」の理念実現のため、すべての児童生徒に対し多層的に支援する。

- ・不登校支援員を全校配置しての家庭訪問の実施
- ・民間人材を活用しながら教育支援センター「ボイス」の運営
- ・教育支援センター「教育相談室」での専門的アドバイスの実施等

○学校支援事業

83, 586千円

大東スクールアシスト制度（人材バンク）を活用し、教員以外の大人との関係づくりを通じて子どもたちの多様な活動機会の拡充を図る。

- ・ 中学校における休日部活動の地域移行の事業拡充
- ・ 地域部活の事務局機能の強化
- ・ スクールロイヤー活用事業
- ・ 水泳授業の民間委託モデル事業の実施 (26, 403千円)

【教職員課所管】

○教育委員会総務経費(教職員)

33, 975千円

- ・ 教職員の出退勤システムに係る運用経費 (5, 386千円)
- ・ 学級支援講師・教頭マネジメント支援員の配置 (26, 684千円)

【ICT教育戦略課所管】

○GIGAスクール推進事業

669, 688千円

- ・ 長寿命化改良工事に伴う校内LAN設備の再整備
(諸福小・南郷小・住道北小) (89, 122千円)
- ・ 学習者用端末の更新 (493, 350千円)

○ICT活用教育推進事業

18, 197千円

- ・ デジタルドリルの活用
- ・ 技術科プログラミング教材の活用（中学校）

【教育研究所所管】

○学力向上推進事業 21, 174千円

- ・ 学力向上ゼミの開講
- ・ 市共通到達度確認テスト等の実施
- ・ 教職員の指導力向上のための大東教員スキルアップ講座の実施

○言語活動推進事業 47, 160千円

- ・ 児童生徒の読書活動の推進と充実
- ・ 学校図書館司書の全校配置
- ・ 小中学校の弁論大会の実施

【教育企画室所管】

○地域とともにある学校づくり事業 2, 523千円

- ・ 各中学校区において学校運営協議会の開催等

債務負担行為

【ICT 教育戦略課所管】

○GIGAスクール推進事業 58, 850千円

- ・ 長寿命化改良工事に伴う校内LAN設備の再整備
(南郷小・住道北小)

1. 代表質問概要

一般業務報告：令和7年4月18日

令和7年 大東市議会 定例月議会（3月）代表質問要旨（教育委員会関係）

《大阪維新の会：木田 伸幸 議員》

○【子育て・教育】について

（ほうじょう学園の設置についての市長の認識）【教育総務部】

（企業と連携した環境づくり）【学校教育政策部】

《公明党議員団：おおつか 真司 議員》

○初の義務教育学校、ほうじょう学園について【教育総務部】

○学校8校のプール授業の民間施設利用について【学校教育政策部】

（対象校の選定基準）

《次世代だいとう：品川 大介 議員》

○子育て・教育について【教育総務部】

（「9年間を通した特色ある学び」の他校への影響について）

《日本共産党議員団：天野 一之 議員》

○仮称ほうじょう学園構想について【教育総務部】

（現場教師、全市民の理解や合意）

○不登校児童、生徒に対する対策【学校教育政策部】

2. 代表質問答弁概要

一般業務報告：令和7年4月18日

令和7年 大東市議会 定例月議会（3月）代表質問要旨（教育委員会関係）

- 5 1番 大阪維新の会 木田 伸幸 議員
教育総務部（学校教育政策部）

質問内容

- 1 令和7年度施政方針について 【再質問・市長答弁】
10 ③ 【子育て・教育】について
イ ほうじょう学園、学校運営協議会が設置され地域の様々な意見を聞き進めていると思いますが、市長はどのような認識か、今後の運用は

答弁内容

- 15 ③イ 本市初の義務教育学校となる、「（仮称）ほうじょう学園」の設置につきましては、更なる教育の質の向上を図るのみならず、その教育的効果を市域全域へ波及させることができる、非常に重要な取組みであると認識しております。
本事業は小・中学校の統合により、9学年を通した特色ある学びや、少子化の中で異学年交流を契機とするコミュニケーションの機会創出といった様々な教育的効果の他、結果といたしまして集約化による将来的な財政負担の軽減にも寄与する等、市政全般に与える効果も非常に大きいものと考えております。
20 施政方針で述べさせていただきましたとおり、子どもたちは、将来の大東を支えるチームの大切なメンバーであり、将来にわたって地域を支える人材となることで、大東は発展し続けることができると考えております。
25 今後の大東市を担う子どもたちが、安全に、健やかに学ぶことができるよう、引き続き地域や子どもたち、そして市議会議員の皆さまから多様なご意見を賜り、豊かな教育環境の実現に取り組む決意をしております。

- 30 1番 大阪維新の会 木田 伸幸 議員
学校教育政策部

質問内容

- 1 令和7年度施政方針について 【再質問・市長答弁】
35 ③ 【子育て・教育】について
ウ 企業と連携しながら自分らしさを磨き、将来への希望、愛着を抱くこと

2. 代表質問答弁概要

ができる環境づくりとはどのようなものか

答弁内容

③ウ 教育に関するさまざまな施策は、子どもたちの未来への投資であり、現在も、教育委員会の指導・支援のもと、各学校においてさまざまな取組みを展開いただいているところでございます。

これらの各校の取組みに加えまして、休日部活動の地域移行や民間施設を活用した水泳指導等、市全体、あるいは地域や企業等とも一層連携することで、子どもたちは今以上に多くの大人とかかわりをもつことが可能となり、学校だけでなく「地域の中で育つ」ことを実感できるものと認識しております。

今回お示ししました施策により、子どもたち一人ひとりが自分の可能性をさらに広げるとともに、このまちを愛し、将来のまちを支える、そんな大人になってくれることを願っています。

2 番 公明党議員団 おおつか 真司 議員
教育総務部

質問内容

2 子育て福祉・教育政策 【再質問・教育長答弁】
② 初の義務教育学校、ほうじょう学園について

答弁内容

② 本市では、これまでも小・中学生がともに活動する機会を充実させ、教育活動の連続性を構築することにより、小中一貫教育を推し進めてまいりました。

北条中学校区におきましては、平成29年度から小中一貫教育モデル校として、先進的に取り組んできたところでございます。

現在、準備を進めております(仮称)大東市立ほうじょう学園におきましては、施設一体型義務教育学校として設置し、9年間の連続した学びを念頭に、独自性のあるカリキュラムの実施による探究学習の推進をはじめ、よりきめ細やかな指導の実践や、特色ある9年間の学びを実現でき、児童・生徒の資質や能力、未来を切り拓く力をより一層育み、学校教育の質を高められるものと解しております。

今後、更なる検討を重ね、児童・生徒の教育環境がよりよきものとなるようハード・ソフトの両面から準備をすすめるとともに、小中一貫教育の効果を、広く市内全域に波及させることにより、点ではなく面として、本市全体の教育の質的

2. 代表質問答弁概要

向上に寄与させてまいりたいと考えております。

2 番 公明党議員団 おおつか 真司 議員

5 学校教育政策部

質問内容

2 子育て福祉・教育政策 【再質問・教育長答弁】

③ 学校8校のプール授業の民間施設利用について

10 ア 民間施設を利用する8校はこれから改修が必要な学校が対象となっているのか

答弁内容

15 ③ア 近年、公立小・中学校の屋外での水泳授業につきましては、プール施設の老朽化や、熱中症が危惧される暑さ等により、全国各地で水泳授業の在り方の見直しが図られているところであり、実際、本市の小・中学校におきましても、雷注意報の発令やろ過装置の故障、また熱中症予防の観点から、計画・予定を変更して実施したという報告を受けているところでございます。

20 市教育委員会としましては、現在、近隣市を含めていくつかある民間水泳施設について、移動に必要な時間、移動手段、更衣室や評価方法など、詳細について各学校とも相談を繰り返しながら、プール未改修の小学校4校、中学校4校の、計8校を対象として、令和7年度からのモデル実施を計画しているところでございます。屋内の温水プールを活用することで、1年を通して水泳授業を計画・実施することが可能となり、指導におきましても、計画・指導・評価を行う教員
25 とともに、そのサポートとして、施設スタッフと連携してより専門的な授業を展開することも可能となります。

30 市教育委員会としましては、モデル実施により、複数の学校が、希望する時期に希望する回数の水泳授業を実施することができるよう、どのような方法が最善であるか、市全体の水泳授業の在り方を含めて、引き続き調整を重ねてまいります。

3 番 次世代だいとう 品川 大介 議員

教育総務部

35

質問内容

2. 代表質問答弁概要

3 子育て・教育について 【再質問・教育長答弁】

③ 「9年間を通した特色ある学び」の他校への影響について

答弁内容

- 5 ③ 現在、設置を進めております（仮称）大東市立ほうじょう学園は、施設一体型義務教育学校として、異学年交流や、連続的で系統的な取組み等を促進し、「特色ある9年間の学び」を実践することにより、学校教育の質を高めることができるものと認識しております。

- 10 市教育委員会としましては、こうした取組みで得られる好事例や知見につきまして、市内全域に横展開を図ることにより、各校区においても9年間を通した小中一貫教育の一層の推進が図られるものと期待しており、これらの取組み過程や実践の積み上げが、本市教育のさらなる質の向上に寄与するものであると考えているところでございます。

- 15 一方、他校区への影響も加味した通学区特認校制等の制度設計も行う必要があると認識しております。全国的に義務教育学校の設置数が増加傾向にあるなか、通学区域の対応も様々な好事例が見られます。

地域の方々のご意見はもとより、こうした事例を参考にしながら必要な対策を講じてまいりたいと存じます。

20

4番 日本共産党議員団 天野 一之 議員
教育総務部

質問内容

- 25 **4 【子育て・教育】から 【市長答弁】**

① 仮称ほうじょう学園構想について、義務教育学校設置や校区外通学の特例検討に対し現場教師、全市民の理解や合意

答弁内容

- 30 ① 本市における義務教育学校の設置検討につきましては、令和5年2月に、市長と教育委員会による「総合教育会議」におきまして、『義務教育学校の設置に関する検討報告書（案）』の協議を行い、具体的な計画づくりを開始いたしました。

- 35 令和5年度からは、「学校運営協議会」を基礎とする、保護者や校長、教職員、地域住民、学識経験者、区長らにより構成された「（仮称）ほうじょう学園の設置に関する検討委員会」を設置し、約1年間に渡り、新たな学校設置に関しての

2. 代表質問答弁概要

あり方や進め方について協議をすすめて頂きました。

また、併行して、地域説明会、教職員説明会をはじめ、アンケートやパブリックコメントも実施したところでございます。

昨年6月議会にてご議決賜りました『基本構想』は、こうした手続きを経て、策定したものでございます。

今後、通学区特認校制等、様々な制度や設計を構築していく必要がございますが、この基本構想を軸としつつ、教職員ワークショップ、地域説明会、保護者説明会といった場を通じてご意見を頂き、学校設置に向けた準備をすすめてまいりたいと考えております。

4番 日本共産党議員団 天野 一之 議員 学校教育政策部

質問内容

4 【子育て・教育】から 【再質問・教育長答弁】

② 不登校児童、生徒に対する対策の考えは

答弁内容

② 全国における昨年度の不登校児童生徒数は、11年連続で増加となり、過去最多の34万6482人と発表されております。これは、学校以外での多様な学びを認めるという、いわゆる「教育機会確保法」が平成29年2月に施行され、その理念が浸透したこと、また集団生活を送る機会が減っていたコロナ禍の影響が大きいと分析されております。なお、本市におきましても、昨年度時点で、全国同様ここ数年、増加傾向にございます。

不登校児童生徒に対する対応・支援としましては、「すべての子どもたちが学びの機会とつながるように、多様な学びの場を確保するとともに、新たな不登校となる子どもを生まない、誰もが安心して学ぶことができる、魅力ある学校づくりを進めていくこと」が大切であると考えております。

本市におきましては、不登校児童生徒への学びの場を確保するため、校内における教室以外の居場所づくりの選択肢のひとつとして、今年度、全小・中学校において校内教育支援ルームを整備し、運営を始めたところでございます。

併せて、不登校支援員を全小・中学校に派遣し、校内教育支援ルームの運営のサポートや、登校渋りを感じている児童生徒宅を訪問して朝のお迎えを行うなど、教員と連携して対応・支援をしております。

また、学校という場所には行くことが難しい児童生徒に対しましては、市教育

2. 代表質問答弁概要

支援センター「ボイス」での支援をさらに充実させ、今年度途中から開所日を増やして受け入れを始めるとともに、「ボイス」にも通うことが難しい、外出することができない不登校児童生徒には、家庭訪問やオンラインを活用するアウトリーチ支援もスタートさせたところでございます。

- 5 不登校の児童生徒に対するアプローチは、「これが正解」というものがあるわけではございませんが、すべての子どもたちが学びに接続できるよう、多様なメニューを用意することが「学びへのアクセス100%」の実現につながるものと認識しております。

- 10 市教育委員会としましては、引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携も図りながら、一人ひとりの状況を適切に把握して、支援してまいります。

3. 一般質問概要

一般業務報告：令和7年4月18日

令和7年 大東市議会 定例月議会（3月）一般質問要旨（教育委員会関係）

《みずおち 康一郎 議員》

○諸福幼稚園の跡地活用について【教育総務部】

（現時点での決定事項、どのようなプロセスで進めようとしているのか）

《あずま 健太郎 議員》

○北条小・中学校の小中一貫教育（仮称）ほうじょう学園構想【教育総務部】

（基本設計の進捗状況、地域・保護者への周知と説明会の反応、
北条公園との共用に関する地域との調整、今後の作業予定）

○通学路危険箇所の改善取り組み【教育総務部】

（令和6年度の進捗状況、令和7年度の計画）

○学校体育館の断熱・遮熱対策【教育総務部】

（文部科学省の交付金、断熱・遮熱対策の必要性、今後の展開）

《児玉 亮 議員》

○給食費無償化について【教育総務部】

（本市の現状と今後、財源にふるさと振興基金を充てることへの見解）

○大阪関西万博について【学校教育政策部】

（本市の状況、安全に参加できるような対策、教員の下見について）

《あらさき 美枝 議員》

○庁内におけるパワーハラスメント再発防止のための具体的な取り組みについて

（教師へのハラスメント研修）

【学校教育政策部】

○（仮称）ほうじょう学園～住民合意について～【教育総務部】

（パブリックコメントから基本構想へ反映したこと、自治基本条例第4
条に則り進められたか、第14条の情報公開を丁寧に行えたか）

○万博遠足について【学校教育政策部】

（大東市内の小中学校での万博遠足の実施可否・対象学年・実施時期、

3. 一般質問概要

大阪府下の小中学校の状況、安全性はどう考えるか、保護者・子どもの不安の声への対応と責任の所在)

- LD（学習障害）の早期発見について【学校教育政策部】
(ディスレクシアの子どもへの学校現場での合理的配慮と学習支援、指導体制)

《中村 晴樹 議員》

- 共同親権について【学校教育政策部】
(学校対応ガイドラインの策定状況)
- PTA会費とPTA活動について【教育総務部】

《小南 いちお 議員》

- 本市での英語力向上について【学校教育政策部】
(本市の学校教育における英語学習、授業等で英会話する機会と児童・生徒の様子)

《杉本 みゆき 議員》

- 5歳児健診の導入について【学校教育政策部】
(小学校入学時支援学級に通う児童の割合)
- 学校の保護者対応の民間委託について【学校教育政策部】
(保護者からの問い合わせの現状、国のモデル事業に対する考え方、スクールロイヤーとの関わり方)

《品川 大介 議員》

- 小中学校予算について【学校教育政策部】
(学校教育に資するソフト面の費用はどのくらい伸びているのか、学力向上等につながるソフト予算への投資について)

《おおつか 真司 議員》

- 子ども達の安全と健全な成長について
(今後の通学路の安全対策について)【教育総務部】
(不登校対策について)【学校教育政策部】

4. 一般質問答弁概要

一般業務報告：令和7年4月18日

令和7年 大東市議会 定例月議会（3月）一般質問要旨（教育委員会関係）

1番 みずおち 康一郎 議員

5 教育総務部

質問内容

1 施政方針から

② 諸福幼稚園の跡地活用について

10 ア 現時点での決定事項について

イ どのようなプロセスで進めようとしているのか

答弁内容

15 ②ア 現在、庁内の経営会議を経ました市長決裁と教育委員会会議での議決を得まして、「令和8年度末をもって諸福幼稚園と南郷保育所を統合する」、また、「統合にあたり、現、南郷保育所を幼保連携型認定子ども園に移行する」という2点の計画方針を定めたところでございます。

跡地に関することをはじめ、新たな機能の運用等につきましては、今後の検討課題になっております。

20

イ 手続きとしましては、教育財産でなくなった財産は『地方自治法』の規定に基づき、直ちに、市長部局に引き継ぐこととなります。

財産を受け取られた市長部局は、『大東市市有財産利活用基本方針』等に則って、その財産の活用・貸付・売却等の取扱いをされるものと認識しております。

25 教育委員会としましては、一旦、管理すべき財産から手が離れることとなりますが、教育機関としての活用や小学校敷地の必要性などを検証した上で、必要に応じて、意見してまいりたいと考えております。

3番 あずま 健太郎 議員

30 教育総務部

質問内容

1 北条小・中学校の小中一貫教育（仮称）ほうじょう学園構想

① 基本設計の進捗状況

35 ア（仮称）ほうじょう学園の基本設計作業が現在どのような方法で進められているかについて

4. 一般質問答弁概要

② 地域・保護者への周知と説明会の反応

ア 地域や保護者への周知の取り組みと、地域説明会での出席者の反応について

③ 北条公園との共用に関する地域との調整

5 ア 北条公園の共用に向けて、学校関係者だけでなく利用者を含めた地域との調整状況について

④ 令和7年度に向けた今後の作業予定

ア 今後どのような作業が予定されているかについて

10 答弁内容

①ア 昨年9月定例会月議会にて、(仮称)ほうじょう学園の設置に関する補正予算をご議決いただき、昨年11月22日に施設整備方針策定業務委託契約を締結し、策定に向けた取り組みを開始したところでございます。

15 基本設計の策定を進めるにあたりましては、教職員ワークショップ等の機会を通じて得られた意見を反映した仮配置図面を基に、教職員ワーキングチームから得られた意見を加味したものを、小・中学校校長と教育委員会において、様々な観点から吟味することにより、児童生徒・教職員にとって利便性や教育効果の高い学校となるよう作業をすすめているところでございます。

20 一方、「(仮称)ほうじょう学園の設置に関する検討委員会」におきましても同様に、地域や保護者の視点からご議論をいただいております。最終的には意見書という形で取りまとめを行って頂く予定にしております。

児童生徒が安全・安心に過ごすことができる学校づくりを進めるという共通認識の下、教職員をはじめ、学校に関係される多くの方々のご意見を丁寧に汲み取り、集約したものを、基本設計に反映させてまいりたいと考えております。

25

②ア 昨年10月以降、保護者の方々を対象として、北条中学校文化祭や北条こども園保護者会、北条小学校音楽発表会、就学予定児健康診断といった機会を通じ、説明・広報に努めてまいりました。

30 また、ふれ愛フェスティバルにて広報ブースを設け、来場された方々への広報活動を実施したところでございます。

これらは、昨年の地域説明会での参加者数が限られていたため、皆さまにお集まりいただくのではなく、集まっておられるところに我々が出向いていく方策を取ったものでございます。

一方で、本年2月には、地域説明会を2回開催いたしました。

35 合わせて30名弱の参加者数ではございましたが、水泳授業の民間委託や通学区特認校制といった新たな取り組みに対するご質問や、9学年が一緒に集うこ

4. 一般質問答弁概要

とへのご希望を頂戴したところです。

また、北条中学校区外に居住している方から、兄弟姉妹で通わせたい場合の手続きなどの具体的なご質問も頂き、全体的には、ほうじょう学園の開校に対する期待の高さを実感したところでございます。

- 5 直接お聞きいたしました、こうしたご要望に応えることができますよう、引き続き、開校に向けた取組みをすすめてまいります。

③ア 北条公園は、当該地域の町会長が窓口となり、グラウンドゴルフの団体や、少年野球チーム等の方々が、日常的に利用されていると認識しております。

- 10 こうした方々とは、出来得る限り北条公園に直接伺う等して接触を図り、必要に応じてご説明する場を設ける等、学校との共用についてご意見を頂戴してきたところでございます。

- 15 先般「検討委員会」から公園共用箇所については、学校敷地に沿うような形で整備することが望ましいとされたところ、利用者の方々もこの考えに同じ意見を持たれ、概ね集約が整ったところでございます。

北条公園に関わっておられる多くの市民の方々に、広くご理解いただくことができますよう、こうした取組みや広報活動を継続的に行ってまいりたいと考えております。

- 20 ④ア 令和7年度におきましては、(仮称)ほうじょう学園の姿を定め、詳細な設計や建築に取りかかるための準備に要する期間と考えております。

現在策定を進めております基本設計を令和7年度前半に完成し、整備費用を算出いたしました後、9月定例会議会にて、実施設計や工事に要する費用を補正予算としてご審議頂けるよう目指しているところでございます。

- 25 また、事業者の選定は、現段階におきまして、総合評価一般競争入札によるデザインビルドの契約を考えており、事業者選定後は、契約議案としてご審議頂くことを見込んでいるところでございます。

- 30 並行して、義務教育学校の特性となる9学年の連続性・系統性のある学びの取組みにあっては、教育課程の特例を活用しながら、引き続き、小中一貫教育のビジョンづくりをすすめてまいりたいと考えております。

3番 あずま 健太郎 議員
教育総務部

35

質問内容

4. 一般質問答弁概要

2 通学路危険箇所の改善取り組み

① 令和6年度の改善スケジュールに即した進捗状況

ア 改善事例の確認について

② 令和7年度の計画

ア 実施事項について

答弁内容

①ア 通学路に対する危険箇所の対策につきましては、適宜、大阪府や警察署、道路管理者と連絡・協議を行い、順次、改善に向けた取組みを進めているところでございます。

今年度における改善事例につきましては、保護者をはじめとする市民の方々に、現在の状況を知って頂くため、市のホームページにおきまして、改善事例の画像を掲載し、児童・生徒が安心して通学できるよう事故防止の啓発に努めております。

現在では、安全柵の新設を1件、路面標識の改善を4件、注意喚起看板の設置を4件、雨水枳のグレーチング補修を1件、また直近の事例としまして、路面標示ブロックの新設1件も含めて掲載しております。

今後も通学路の安全確保に向けた対策を講じるとともに、随時、情報の更新を行ってまいります。

②ア 令和7年度の計画としましては、4月に各学校から新たな通学路の指定や危険箇所などの情報を把握し、その後、通学路の危険箇所に対する現地調査を行います。

その上で10月頃に「大東市通学路安全推進協議会」の開催に伴う合同点検を予定しております。

また、必要に応じて通学時間帯の現地調査を行うなど、改善が必要な危険箇所については、関係機関との連携も密に図りつつ、年間を通じて通学路の安全確保に向けた対策に取り組んでまいります。

3番 あずま 健太郎 議員
教育総務部

質問内容

5 学校体育館の断熱・遮熱対策

① 文部科学省の交付金

4. 一般質問答弁概要

ア 大東市の認識について

② 断熱・遮熱対策の必要性

ア 大東市の認識について

③ 今後の展開

5 ア 具体的な方策について

答弁内容

10 ①ア 昨年9月の時点で、全国の公立小・中学校の体育館空調設置率は、おおよそ2割に留まっているなか、国は「総合経済対策」において「避難所となる全国の学校体育館への空調整備について、ペースの倍増を目指して計画的に進める」とされ、断熱・遮熱対策を要件に「空調設備整備臨時特例交付金」が創設されたところでございます。

15 また、従来の「学校施設環境改善交付金」におきましても、整備工事を含めることを条件に、補助率が3分の1から2分の1へ引き上げられたところでございます。

20 ②ア 本市におきましては、大型台風や地震などの自然災害が多発する昨今、行政の責務として、災害時に避難者の生活維持を図ることや、快適な学習環境を確保するため、府内でも早期に小中学校体育館への空調設置を推進してまいりました。

令和4年度には、経済産業省所管の「石油ガス災害バルク等の導入事業費補助金」の採択を受け、中学校4校に災害に強い空調設備を設置し、令和5年度には残る中学校4校、今年度には、小学校4校において、体育館空調を設置したところでございます。

25 一方、体育館における断熱・遮熱対策につきましては、冷暖房効果の持続性やランニングコストの低減に高い効果があるなど、その必要性について認識しており、体育館の長寿命化工事を実施する対象校に対しては、順次、「学校施設環境改善交付金」を活用したいと考えております。

30 令和7年度の当初予算案では、住道南小学校と住道北小学校の体育館は、こうした手立てを講じた予算編成にしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

35 ③ア 今後の方策につきましては、先行して空調設備を設置している学校に対しても、経済性に配慮しつつ、出来る対策を講じてまいりたいと考えております。

まずは、体育館における断熱・遮熱に関する現状を確認し、様々な対策がある

4. 一般質問答弁概要

なかで、整備コストや施工性・耐久性などの条件を考慮した検討を行い、長寿命化改良工事の際に対策を講じてまいりたいと考えております。

5 **4 番 児玉 亮 議員**
 教育総務部

質問内容

1 **本市の教育について**

- 10 ① **給食費無償化について**
 ア 本市の現状と今後について

答弁内容

- 15 ①ア 令和6年9月定例会月議会におきまして、学校給食費にかかる予算のご議決を賜り、昨年10月から大東市立小・中学校の恒久的無償化を実施したところでございます。

 現在、教育委員会では、保護者に対しアンケートを実施し、経済的負担の効果検証をすすめているところでございますが、子育て世帯におかれては、長引く物価高騰による家計負担の軽減だけでなく、全ての子どもが給食を安心して食べることが出来るようになるなど、給食費無償化のメリットを実感していただいているものと考えております。

 一方、こうした財源は、学校給食の持つ教育的意義からも、本来は、国が財政措置を講じるべきと考えております。

25 現在、国会審議において、無償化に向けた首相答弁がなされたり、議員立法による法案が提出されるなど、給食無償化財源の措置が現実味を帯びてきております。

 今後、こうした動きを注視するとともに、引き続き、市長会や教育長協議会などの協力を得ながら、国への要望につきましても実施してまいりたいと考えております。

30

4 番 児玉 亮 議員
 教育総務部

質問内容

- 35 1 **本市の教育について【教育長答弁】**
 ① **給食費無償化について**

4. 一般質問答弁概要

オ 教育委員会として給食費の財源にふるさと振興基金を充てていること についての見解

答弁内容

- 5 ①オ 目下の社会情勢において、学校給食費の無償化を実施するにあたりまして、この施策が発揮する効果として、「長引く物価高騰への対応策」、「給食が持つ教育的意義をより明確化させること」の2つの側面があると考えております。
- とりわけ、物価高騰への対応に対しましては、これまでも令和4年度以降の給食食材費の上乗せ分に対し、臨時的性質の財源として、国の臨時交付金やふるさと振興基金を充当させていただいております。
- 10 教育委員会に予算編成権は持ち合わせておりませんが、国の臨時交付金の用途目的と同様に、物価高騰対策として基金を充当することにつきましては、学校給食費の質や量を維持・拡充するためには必要な対応ではないかと認識しております。
- 15 一方、国においては、「令和8年度以降、できる限り早く小学校の給食無償化を開始し、中学校への拡大についても可能な限り速やかに実施したい」との方向性を示されました。
- 教育委員会としましても、国の責任による給食費財源措置の早期実現につきまして、大いに期待しているところでございます。
- 20 今後も子どもたちにとって、よりよい給食が提供できますよう必要な財源の確保をめざしてまいりたいと考えております。

4番 児玉 亮 議員

25 学校教育政策部

質問内容

1 本市の教育について

② 大阪関西万博について

- 30 ア 本市の状況について
- イ 安全に参加できるようにどのような対策があるのか
- ウ 教員の下見について、どのような状況か

答弁内容

- 35 ②ア 本市における各校の現在の状況としましては、小学校・中学校ともに、全ての学校で、特定の学年もしくは全学年が参加の意向を示しております。

4. 一般質問答弁概要

学年数で申しますと、小学校は72学年中25学年、中学校では24学年中21学年が参加予定となっております。

小学校における参加学年の傾向としましては、第4学年が10校、次いで第5学年が5校となっております。

5 また、中学校におきましては、ほとんどの学校が全学年での参加を希望しております。

実施時期につきましては、4月中旬～10月初旬で、各校の年間行事に予定されており、多くの学校が4月中旬～6月中旬、もしくは9月～10月上旬にかけて、各学校の実情に応じて実施日を設定しているところでございます。

10 交通手段としましては、大阪メトロの活用のほか、バスでの参加を予定している学校もございます。

イ 一例をあげますと、「子ども専用列車」「子ども優先列車」の運行があげられます。「子ども専用列車」は、森之宮を乗車駅として、団体予約の学校の専用列車を運行させ、直通で夢洲まで到着することができるものでございます。

15 また、バスにつきましても、低学年が入口ゲートに近い場所で乗降できるように工夫がされております。バス、電車ともに、待合場所には、大型のテントや複数台のミストや扇風機が設置され、暑熱対策が行われている状況でございます。

メタンガスの対策としましては、「会期中の安全対策」や「メタンガス対策方針」におきまして、メタンガス滞留リスクを抑制する建物構造に改善していると聞き及んでおります。

20 災害時の避難経路につきましては、令和6年9月に「公益社団法人2025年日本国際博覧会協会」から「2025年日本国際博覧会防災実施計画」が示され、風水害や猛暑等の災害に対する基本方針、応急対策、避難誘導や医療体制など緊急時の対策について備えがなされていると案内されております。

ウ 下見は、児童生徒の充実した学びにするために欠かせない、校外学習における大切な役割を果たします。

30 当初、万博協会からは、万博開幕後の限られた時間帯でしか下見が認められておりませんでした。各所からの要望等が反映された形で、各学年3名ずつ、平日11時以降で対応できるように改善されました。

また、開幕直後の4月・5月に来場を希望している学校であれば、4月5日・6日のテストランの際に、下見をすることが可能となり、市教育委員会としましても、わたくしも含め、このテストランに参加し、実際に会場を見学する予定にしております。

35 開幕を控え、児童生徒の充実した学習環境となるように、大阪府として様々な

4. 一般質問答弁概要

準備を整えているところであると認識しております。

5 番 あらさき 美枝 議員

5 学校教育政策部

質問内容

2 昨年からの継続議題① パワハラ再発防止に向けて

10 ① 2024年3月議会「庁内におけるパワーハラスメント再発防止のための具体的な取組みについて」

イ 教師へのハラスメント研修はどうなっているか

答弁内容

15 ①イ 本市小・中学校におけるハラスメント研修につきましては、パワー・ハラスメントに限らず、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについての防止および対応に関するガイドラインを市教育委員会として作成し、年度当初に各校に周知しているところでございます。

20 このガイドラインに基づき、各校の校長、教頭、担当教員による、全教職員向けの研修と、校内・校外の相談窓口の周知を各校で行っております。併せて、校園長会におきましても、市教育委員会として適宜啓発に努めているところでございます。

25 また、大阪府教育委員会作成の『ハラスメントの防止及び対応に関する指針』『職場の教職員間のハラスメント相談員の手引き』『ハラスメントポスター』『ハラスメントセルフチェック』『リーフレット』や、『不祥事防止に向けたワークシート集』『不祥事予防に向けて《チェックリスト・例》』を送付し、具体的な事例に基づいた研修に活用いただいております。

5 番 あらさき 美枝 議員

30 教育総務部

質問内容

3 (仮称) ほうじょう学園～住民合意について～

35 ① パブリックコメントから基本構想に反映された事があるかどうか。あれば、その内容説明を

② 他校区からの通学、プールの民間委託、中学生の給食という制度の導入

4. 一般質問答弁概要

は、市内全域に関わってくる。自治基本条例第4条の市民の権利に則って進めることができたか

③ 教育委員会の見解として、第14条の情報公開を丁寧に行えたと思うか

5 答弁内容

① 基本構想策定にあたり、制定前に、パブリックコメントを実施し、19件のご意見を頂戴しました。

これらのご意見を大別しますと、一点目が、保護者や市民の皆さんに説明をし、意見を聴くことを求められるもの、二点目が、中学校の新鮮さや小学校高学年のリーダーシップが欠けること等の懸念、三点目として、北条公園との共用の在り方に関するものに集約されます。

一点目につきましては、昨年6月定例月議会に基本構想をご議決頂いた際も、ご指摘を頂戴し、今年度は、地域説明会だけでなく、様々な場面に外向き、説明・周知を図ったところでございます。

二点目の懸念事項につきましては、義務教育学校において一般的に指摘されるなか、全国的にも改善策が示された内容がございますので、基本構想の中で、そうした学校の対応策を掲載し運営していく予定でございます。

三点目の公園共用につきましては、パブリックコメントのご指摘を受けまして、確定的な表現を避け、「仮」と記載したものに変更したところでございますが、「検討委員会」をはじめ、地域の方々や公園利用者との話し合いにより、集約してまいりたいと考えております。

今後、開校までに、整理すべき事項や構想に基づいて具体策を考えていかなければならないものが多くございますので、様々な方法により、ご意見を伺ってまいりたいと考えております。

25

② 平成27年6月に『学校教育法』が改正され、「義務教育学校」が法制度化された際、「義務教育の9年間の学びを地域ぐるみで支える新たな仕組みとしての義務教育学校となるよう、市町村教育委員会は、保護者や地域住民の理解と協力を得るための場として、学校運営協議会等の設置及び活用に努めること。」との、附帯決議がなされました。

これを受け、本市教育委員会は、北条校区の「学校運営協議会」を母体とする「検討委員会」を立ち上げ、基本構想の策定に附属機関としての役割を担って頂きました。

また、令和5年度に実施しました「地域説明会」は、参加者数が41名と少なかったことから、6年度は、補正予算のご議決を頂いた後、皆さまに集まって頂く場よりも、集まっておられる場に職員が出向くことに傾注し、累計で1,20

4. 一般質問答弁概要

0名を超える方々にご案内してまいりました。

これらの取組みが、『大東市自治基本条例』第4条に定める「参画」の一助になっているのではないかと考えております。

今後も、こうした取組みを継続し、様々なご意見を承ってまいりたいと考えて
5 おります。

③ 条例第14条の見出しには「情報公開」とありますが、この条文には、「説明」・「情報提供」・「参画」の要素が規定されています。

「情報提供」にありましては、これまでの検討経過がわかるように、「検討委
10 員会」の第1回目からの資料をホームページ上で公開するとともに、これまで3
度にわたる「総合教育会議」での議論や、「教育委員会会議」での議論・決定も
公開しているところでございます。

また、「説明」・「参画」に関しましては、先ほど答弁申し上げたとおりでござ
います。とりわけ、「直接対話する機会を設けることに努め、対話に当たって
15 は、市民等が参画しやすい環境を設ける」ことを、常に念頭に置く必要があると
考えております。

次年度におきましても、継続的に広報強化に努め、皆さまからご意見を伺う機
会を設けてまいりたいと考えております。

20

5番 あらさき 美枝 議員
学校教育政策部

質問内容

25 **4 万博遠足について**

① 大東市内の小中学校での万博遠足の実施可否について、対象学年、実施
時期

② 大阪府下の小中学校の状況について

③ ガス爆発、災害時の避難経路など、安全性はどう考えるか

30

答弁内容

① 本市における各校の現在の状況としましては、小学校・中学校ともに、全ての
の学校で、特定の学年もしくは全学年が参加の意向を示しております。

学年数で申しますと、小学校は72学年中25学年、中学校では24学年中2
35 1学年が参加予定となっております。

小学校における参加学年の傾向としましては、第4学年での実施を希望して

4. 一般質問答弁概要

いる学校が最も多く１０校、次いで第５学年での実施が５校となっております。

また、中学校におきましては、ほとんどの学校が全学年での参加を希望しております。

5 実施時期につきましては、早い学校で４月中旬、遅い学校で１０月の上旬を予定しており、各学校が実情に応じて実施日を設定しているところでございます。

② 大阪府全体の状況としましては、参加を希望している小中学校は、「未定・検討中」を含めて全体の約９割となっております。市全体で不参加を表明している市町村は、報道にありますとおり、府下４３市町村のうち、島本町、熊取町、
10 吹田市の３市町と把握しております。

③ 令和６年３月２８日に発生しましたメタンガスの事故は、報道のとおり、「溶接中に発生した火花が、配管ピット内に溜まったメタンガスに引火して１階床が破損したものであり、溶接作業の範囲が地上階であったことから、配管ピット内は、ガス濃度の測定対象エリア外であると認識していたというもの」であったと聞き及んでおります。
15

メタンガスの対策としまして、令和６年６月２４日に公表されました「会期中の安全対策」や「メタンガス対策方針」におきましては、①機械換気設備②検知器③侵入抑制、④マンホール穴開け⑤浸透性舗装を基本とした対策を実施した
20 ことで、メタンガス滞留リスクを抑制する建物構造に改善していると聞き及んでおります。

また、専門家の指導のもと、ガス濃度測定等の安全対策を現在も毎日実施し、ガス濃度の測定結果の概要は、会期中も万博協会ホームページに毎日公表されるということです。

25 なお、メタンガスそのものは、人体には無害であると発表されております。

災害時の避難経路につきましては、令和６年９月に「公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会」から「２０２５年日本国際博覧会防災実施計画」が示され、風水害や猛暑等の災害に対する基本方針、応急対策、避難誘導や医療体制など細かく記載されており、緊急時の対策について備えがなされていると案内されて
30 おります。

5 番 あらさき 美枝 議員
学校教育政策部

35

質問内容

4 万博遠足について【市長答弁】

- ⑤ 保護者、子どもの「怖いなあ」という不安の声にどう答えるか。そして、何かあった時の責任は誰になるか

5 答弁内容

⑤ 「大阪・関西万博無料招待事業」に対する参加の判断は、各学校長が行いますが、校外学習につきましては、通常、事前に市教育委員会への届け出があると聞いております。ご指摘の「万博遠足」に限らず、通常教育活動の責任は、最終的には設置者である教育委員会にあるものと認識しております。

10 今回の万博開催には様々な報道もあり、賛否両論あることも承知しております。保護者の皆様や子どもたちの中には、学校から友だちや先生と一緒に参加できることを楽しみにしている方もいらっしゃるでしょうし、家庭の格差なく学校から参加させてほしいという保護者の声もあるでしょう。一方で、声に出さずとも何かしらの不安を感じている児童生徒もいるかもしれません。

15 学校では、あらゆる学校行事の際に、例えばしおり等を活用した事前の説明会・学習会が行われております。

そのような機会に、児童生徒の不安があれば聞き、丁寧に説明がなされるものと考えております。

20

5番 あらさき 美枝 議員
学校教育政策部

質問内容

25 5 LD（学習障害）の早期発見について

- ① ディスレクシアの子どもを早期に発見する体制の構築を求めます

イ 障害者差別禁止法の観点から、ディスレクシアの子どもへの学校現場でどのような合理的配慮や学習支援が必要と考えるか、また、その指導体制について

30

答弁内容

①イ ディスレクシアの子どもたちは「文章をまったく読むことができない」というわけではなく、知識に富んだ高度な内容を流暢に語ることができる場合も多いため、そのギャップから「怠慢である」「もっとやる気を出すべきだ」と、保護者や教員が誤解して本人を叱責したり、低い評価を下してしまったりすることが課題であると認識しております。

35

4. 一般質問答弁概要

一般的に、視覚的に図やイメージを見たり、耳で聞いて内容をつかんだりということは、文字から情報を得るよりもスピーディーに正しく理解することができますが、学校で使用する教科書は基本的に印刷された文字の情報が多くなっております。

5 そのような状況において、現在、合理的配慮や学習支援に大きな効果をもたらしている道具の一つが、一人一台タブレット端末になります。現在、各校におきましては、個別最適な授業づくりと併せまして、各種支援員が授業に入り込みながら、個別の支援が必要な児童生徒に対してこの端末を活用し、具体的には、音声読み上げ機能の活用、また文字の拡大、背景と文字を児童生徒が見やすい色に調整したり、読み上げている部分をハイライトで強調させたりするなどの工夫を行っているところでございます。

障害のある、無しに関わらず、すべての子どもたちの個別最適な学びを実現させるため、市教育委員会としましては、支援に必要なツールとともに各種支援員につきましても、引き続き充実を図ってまいります。

15
6番 中村 晴樹 議員
学校教育政策部

20 質問内容

4 共同親権について

① 学校対応ガイドラインの策定状況について

答弁内容

25 ① まず、別居親の行事参加につきましては、学校がどのように対応すべきかに関する「フローチャート」を示し、学校だけで判断することなく、市教育委員会と連携することなどについて、昨年12月に校園長会において各校に周知したところでございます。

30 なお、「学校対応ガイドライン」の作成につきましては、民法改正による共同親権の施行に向けまして、市教育委員会としましても課題意識を持っているところでございます。

35 具体的な対応の在り方につきましては、国からの指示や助言を踏まえなければならない部分が多くあると認識しておりますが、子ども一人ひとりの利益を最優先することを念頭に、大阪府教育庁とも連携をしながら、市教育委員会としてできることを引き続き検討してまいります。

6番 中村 晴樹 議員

教育総務部

5 質問内容

5 P T A会費とP T A活動について

答弁内容

10 P T A会費は、その組織の活動や運営等に係る経費に 使用するものであり、学校の施設整備の修繕や備品の整備、教育活動として行われる学校行事などにかかる経費などにつきましては、原則、設置者である教育委員会が負担すべきものであると認識しております。

15 学校の教育活動を遂行する上で、密接な協力関係を有するP T A等の学校関係団体から学校に対して、財政的支援が行われる場合につきましては、『学校教育法』や『地方財政法』等の関係法令の規定に鑑み、適切な処理が行われることが求められます。

現在、P T A会費の使途につきましては、総会等において審議を諮り、承認を得ているものと確認をしておりますが、その内容や手法については、一定の整理を行っていく必要性を感じているところでございます。

20 学校におけるP T Aをはじめとする学校関係団体からの財政的支援への対応につきましては、国の見解、日本P T A全国協議会等の方針、他市での状況・周知方法などを調査・研究し、基準づくりをすすめてまいりたいと考えております。

25 7番 小南 いちお 議員

学校教育政策部

質問内容

6 本市での英語力向上について

30 ① 本市の学校教育における英語学習について

② 本市の英語学習における英語での会話について

ア 授業等で英会話する機会と、その時間の児童・生徒の様子は

35 答弁内容

① 本市の学校教育における英語学習の主要な取組みとしましては、「英語指導

4. 一般質問答弁概要

助手（AET）の配置」、「Daito English Trial を通じた実用英語技能検定（英検）の検定料助成」、「英語教育推進研修をはじめとする教員研修の充実」の3つを柱としており、各校において児童生徒の「生きて使える英語力」の育成に努めております。

- 5 現在、小学校第3・4学年では週1時間の外国語活動の授業、第5・6学年では週2時間の外国語科の授業、また中学校では週4時間の外国語の授業を、学習指導要領に基づいて実施しております。

- 令和5年6月に閣議決定されました「第4期教育振興基本計画」におきましては、英語力については中学校卒業段階でCEFR（セファール）のA1レベル相当
10 以上を達成する中学生の割合を令和9年度までに60%以上とすることを目標としており、同指標における本市の状況は令和6年度において44.2%に達しており、上昇傾向にございます。

- 外国語で表現し伝え合うためには、コミュニケーションを行う目的・場面・状況に応じて、即興性をもって、情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築
15 することが求められることから、特に今年度は、スピーキングとリスニングをベースとする授業改善に取り組んでおり、少しずつではありますが、その成果が見られているところでございます。

- ②ア 本市においては長らく、外国人のアシスタント・イングリッシュ・ティー
20 チャー、AETを全8中学校にそれぞれ1名配置し、英語の授業において教員と一緒に子どもたちに関わっていただいております。AETと会話し、質問し、答えてまた質問するという交流・アクティビティの時間を増やすことは、スピーキングやリスニングに関する子どもたちの英語力向上に、多大な影響を与えていると認識しております。

- 25 近年では、オンラインでの英会話アプリ等も増えておりますが、休み時間に一緒に遊んだり、廊下ですれ違った際に進路について聞いてみたりという、日常でのかかわりの中で、「会話をしてみよう」という意欲を高めるという意味におきましては、各校のAETが果たす役割は非常に大きなものとなっております。

- 昨年度、今年度と小学校2校にもAETを新たに配置し、現在は市内で10名
30 のAETにご活躍いただいております。

次年度には、各校に配置されているAETを柔軟に移動させながら、少しでも多く、英語で会話する機会を増やすために、大東市立学校AET活用促進制度・通称「ACT（アクト）－AET」の取組みも、スタートさせる予定でござい
35 ます。

- 市教育委員会としましては、引き続き「生きて使える英語力」の向上をめざして、効果的なAETの活用を進めてまいります。

4. 一般質問答弁概要

8番 杉本 みゆき 議員

学校教育政策部

5

質問内容

1 5歳児健診の導入について

④ 小学校入学時支援学級に通う児童の割合

10

答弁内容

④ 令和6年度5月時点における大東市立小学校の全1年生を母数とする支援学級在籍率は、8.07%となっております。

15

8番 杉本 みゆき 議員

学校教育政策部

質問内容

20 4 学校の保護者対応の民間委託について

① 保護者からの問い合わせの現状について

② 国のモデル事業に対する本市の考え方

③ スクールロイヤーとの関わり方

25 答弁内容

① 子どもの様子や子育ての悩み、学習はもちろん、部活動のことや将来のことなど、学校は日々、保護者からさまざまなお問い合わせや、ご意見・ご相談をいただいております。子どもたちの健やかな成長のため、家庭と学校が、子どもを中心に据えて、一緒になって悩んだり知恵を出し合うことで、解決策が見つかることも多くございます。

30

各校におきましては、年間複数回の懇談期間を設けておりますが、気になることがあればお電話での対応あるいは学校を訪問されてご相談をいただいている状況でございます。

お電話への対応では、日中に担当者が授業を行っていることも多いため、学校全体に関わることについては教頭が対応し、クラスの友人関係の相談や部活動の問い合わせについては、放課後などに各担当者から折り返しで連絡をするこ

35

4. 一般質問答弁概要

とが多くなります。多い日には、1日10件以上のお問い合わせをいただくこともあったと認識しております。

② 文部科学省では、行政による学校問題解決のための支援体制の構築を目的として、民間団体等の選定する実証地域において、教育委員会や学校と連携し、保護者等から学校に対する電話やチャット等による連絡の一義的な対応を、民間団体等に委託して整理・分類し、学校では対応困難な案件においては行政による早期対応への影響や、学校における働き方改革への影響について調査研究を行うモデル事業を計画していると聞いております。

先ほども申し上げましたが、学校に寄せられる問い合わせの多くは子どもたちの学習や生活に関することであることや、チャットで説明するよりも学校に行く方が早いと思っておられる保護者も多いと予想されることなどから、市教育委員会としましては、モデル事業による課題の整理を見守りたいと考えております。

③ 他の自治体におけるスクールロイヤー事業の実施状況を確認いたしますと、直接保護者の相談に乗るのではなく、学校や教育委員会に助言するかたちで、間接的に保護者からの問い合わせに対応していることがほとんどであると認識しております。例えば、子どもどうしのトラブルがいじめとして認知された場合、いじめ防止対策推進法に基づいた調査が必要になります。その際、学校が行うべきことをアドバイスしたり、関係機関との調整を図ったりすることが、スクールロイヤーの役割とであると認識しております。

10番 品川 大介 議員
学校教育政策部

質問内容

1 教育と子育てのまち大東へ

④ 小中学校予算について

ア 学校教育に資するソフト面の費用はどのくらい伸びているのか

答弁内容

④ア 一例を申し上げますと、令和4年度当初予算が約3862万円であった英語教育推進事業につきましては、令和6年度当初予算で約4763万円と、約23%の増額となっております。これは、小学校での外国語活動並びに教科とし

4. 一般質問答弁概要

ての外国語がスタートしたことにより、AETの拡充を図ったことや、Daito English Trial の制度を見直したことなどが影響しております。

また、不登校支援事業につきましては、令和4年度当初予算が約1444万円でしたが、令和6年度当初予算で約3008万円と、ほぼ倍額となっております。
5 各校における校内教育支援ルームの整備や市教育支援センター「ボイス」のアウトリーチ支援をこの2年間で進めたことなどが増額につながったものと考えております。

市教育委員会としましては、「子どもたちの未来への投資」として、必要な予算・重点的に充当する予算等、さらに充実した予算の確保ができるよう、今後も
10 各校のニーズや教育界の情勢等、的確な把握に努めてまいります。

10番 品川 大介 議員

学校教育政策部

15 質問内容

1 教育と子育てのまち大東へ【市長答弁】

④ 小中学校予算について

イ 学力向上等につながるソフト予算への投資について

20 答弁内容

④イ 生きる力の基盤となる学力向上のためには、学校生活の大半を占める授業において、「基礎的・基本的な学力」を身に付けるとともに、言語能力や情報活用能力等を育みながら、仲間と共に、学びを積み上げることが大切であり、その先に学力の向上があると捉えております。

その意味におきましては、例えば、言語能力の育成をめざし、学校全体で読書活動や学校図書館を活用した授業づくりをすすめるため、「言語活動推進事業」として令和6年度当初予算約3553万円を計上し、市内全小中学校へ学校司書を配置するための報償費、学校図書館で活用するための子ども新聞購入費、また
30 弁論大会運営費等で執行させていただきました。

学校司書を市内全小中学校に配置したことで、子どもたちは休み時間や放課後も学校図書館に行くことができるようになり、貸出冊数も増加したと聞いております。また、弁論大会は、私も審査員として出席しましたが、自分の思いや願いを、相手に伝わる言葉で表現することで意見を表明する大変良い機会となっていると感じております。

本事業につきましては、令和7年度当初予算におきましても、今年度比で27.

4. 一般質問答弁概要

9%増の4545万円を計上させていただいております。

「子どもたちの未来への投資」として、引き続き教育委員会の取組みを支援してまいりたいと考えております。

5

14番 おおつか 真司 議員
教育総務部

質問内容

10 **2 子ども達の安全と健全な成長について**

② 配置が必要な個所の吸い上げなど、今後の通学路の安全対策について

答弁内容

15 **② 登下校の見守りをはじめとする児童・生徒等を取り巻く学校安全上の課題**
に對しましては、平素から、地域による連携・協働に取り組んで頂いており、とりわけ見守り隊の皆さまやPTAの方々には、ご尽力を頂いているものと感謝申し上げます。

教育委員会としましては、まずは、『通学路交通安全プログラム』を充実されることが第一義的な役割と認識しており、「通学路安全推進協議会」における合同点検の実施や、対策の実施、対策効果の把握、対策の改善・充実を図っていくことが重要であると認識しております。

そのなかで、ご指摘の担い手不足の課題や、物理的な安全対策が困難な箇所の課題に対して、今後、整理していく必要があるものと考えております。

25 各学校における地域との連携による継続的な通学の安全確保を前提にしつつも、必要な手立てについて、鋭意検討をすすめてまいりたいと存じます。

14番 おおつか 真司 議員
学校教育政策部

30

質問内容

2 子ども達の安全と健全な成長について

③ 不登校対策について

35 **答弁内容**

③ 全国における昨年度の不登校児童生徒数は、11年連続で増加となり、過去

4. 一般質問答弁概要

最多の３４万６４８２人と発表されております。これは、学校以外での多様な学びを認めるという、いわゆる「教育機会確保法」が平成２９年２月に施行され、その理念が浸透したこと、また集団生活を送る機会が減っていたコロナ禍の影響が大きいと分析されております。

- 5 なお、本市における昨年度の不登校児童生徒数は小・中学校で３７６名（小学校１３７人、中学校２３９人）であり、昨年度時点で、全国同様ここ数年、増加傾向にあります。

10 不登校児童生徒に対する対応・支援としましては、「すべての子どもたちが学びの機会とつながるように、多様な学びの場を確保するとともに、新たな不登校となる子どもを生まない、誰もが安心して学ぶことができる、魅力ある学校づくりを大前提として学校教育を進めていくこと」が大切であると考えております。

15 本市におきましては、不登校児童生徒への学びの場を確保するため、校内における教室以外の居場所づくりの選択肢のひとつとして、今年度、全小・中学校において校内教育支援ルーム（ＳＳＲ）を整備し、運営を始めたところでございます。利用人数につきましては、以前から校内教育支援ルームを運営していた学校

20 においては、１日に１０名弱がルームで活動している状況であり、今年度より開室した学校におきましても、必要な児童生徒がスムーズに活用できるよう、今後、児童生徒・保護者にルームの存在や活用について丁寧に周知することが大切であると考えております。

25 併せて、不登校支援員を全小・中学校に派遣し、校内教育支援ルームの運営のサポートや、登校渋りを感じている児童生徒宅を訪問して朝のお迎えを行うなど、教員と連携して対応・支援をしております。

また、学校という場所には行くことが難しい児童生徒に対しましては、市教育支援センター「ボイス」での支援をさらに充実させ、今年度途中から開所日を増やして受け入れを始めるとともに、「ボイス」にも通うことが難しい、外出することができない不登校児童生徒には、家庭訪問やオンラインを活用するアウトリーチ支援もスタートさせたところでございます。

30 不登校の児童生徒に対するアプローチは、「これが正解」というものがあるわけではございませんが、すべての子どもたちが学びに接続できるよう、多様なメニューを用意することが「学びへのアクセス１００％」の実現につながるものと認識しております。

市教育委員会としましては、引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携も図りながら、一人ひとりの状況を適切に把握して、支援してまいります。

[illegible]

令和7年度就学援助費

	令和7年度					備考
小学校	新入学学用品費				57,060円	
	中学校入学準備金				63,000円	令和8年3月支給
	学用品費	1年	11,630円	1学期	3,950円	4月 1,070円 5月～翌年3月 960円
				2学期	4,800円	
				3学期	2,880円	
		2～6年	13,900円	1学期	4,700円	4月 1,250円 5月～翌年3月 月額1,150円
				2学期	5,750円	
				3学期	3,450円	
	オンライン学習通信費		15,000円	1学期	5,000円	1ヶ月あたり1,250円(月割計算)
				2学期	6,250円	
3学期				3,750円		
校外活動費(遠足)				実費(1,600円以内)		
校外活動費(泊あり、林間臨海スキー等)				実費		
修学旅行費				実費		
中学校	新入学学用品費				63,000円	
	学用品費	1年	22,730円	1学期	7,610円	4月 1,940円 5月～翌年3月 月額1,890円
				2学期	9,450円	
				3学期	5,670円	
		2～3年	25,000円	1学期	8,360円	4月 2,120円 5月～翌年3月 月額2,080円
				2学期	10,400円	
				3学期	6,240円	
	オンライン学習通信費		15,000円	1学期	5,000円	1ヶ月あたり1,250円(月割計算)
				2学期	6,250円	
				3学期	3,750円	
校外活動費(遠足)				実費(2,310円以内)		
校外活動費(泊あり、林間臨海スキー等)				実費		
修学旅行費				実費		
就学前	小学校入学準備金				57,060円	別申請(申請期間R8.1.16～30)

※1学期(4月～7月)、2学期(8月～12月)、3学期(1月～3月)

※給食費は今年度は無償化のため、就学援助からの支給はなし。

※単価は、令和7年度要保護児童生徒援助費補助金の予算額に準拠

なお、校外活動費(泊あり)、修学旅行費は独自単価

※金額の変更があったもの

・オンライン学習通信費 小学校・中学校とも 14,000円(令和6年度) → 15,000円(令和7年度)

○大東市立放課後児童クラブ条例施行規則

平成21年3月30日

規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、大東市立放課後児童クラブ条例（平成21年条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支援の単位)

第2条 大東市立放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の支援の単位（以下「クラス」という。）は、別表のとおりとする。

【以下、省略】

(使用料の減免)

第9条 市長は、条例第10条の規定により、保護者が次の各号のいずれかに該当するとき、当該各号に定める割合について使用料を減免することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者
10割

(2) 減免を申請する日の属する年度（4月及び5月に申請する場合にあっては、前年度分。次項第2号において同じ。）の市町村民税が非課税である者 10割

(3) 現に児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給を受けている者 5割

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない特別の事由があると認めるとき
10割又は5割

2 前項の場合において、使用料の減免を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付の上、使用料減免申請書（様式第8号）により、市長に申請しなければならない。ただし、添付書類のうち当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合は、これを省略することができる。

(1) 生活保護受給証明書

(2) 前年度分減免を申請する日の属する年度の課税証明書又は非課税証明書

(3) 児童扶養手当証書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査した上で、使用料減免（承諾・不承諾）通知書（様式第9号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

【以下、省略】

別表（第2条関係）

支援の単位
大東市立四条北小放課後児童クラブ第1
大東市立四条北小放課後児童クラブ第2
大東市立泉小放課後児童クラブ第1
大東市立泉小放課後児童クラブ第2
大東市立泉小放課後児童クラブ第3
大東市立氷野小放課後児童クラブ第1
大東市立氷野小放課後児童クラブ第2
大東市立四条小放課後児童クラブ第1
大東市立四条小放課後児童クラブ第2
大東市立四条小放課後児童クラブ第3
大東市立灰塚小放課後児童クラブ第1
大東市立灰塚小放課後児童クラブ第2
大東市立灰塚小放課後児童クラブ第3
大東市立南郷小放課後児童クラブ第1
大東市立南郷小放課後児童クラブ第2
大東市立住道北小放課後児童クラブ第1
大東市立住道北小放課後児童クラブ第2
大東市立住道南小放課後児童クラブ第1
大東市立住道南小放課後児童クラブ第2
大東市立住道南小放課後児童クラブ第3
大東市立深野小放課後児童クラブ第1

大東市立深野小放課後児童クラブ第2
大東市立北条小放課後児童クラブ第1
大東市立北条小放課後児童クラブ第2
大東市立三箇小放課後児童クラブ第1
大東市立三箇小放課後児童クラブ第2
大東市立諸福小放課後児童クラブ第1
大東市立諸福小放課後児童クラブ第2
大東市立諸福小放課後児童クラブ第3
大東市立諸福小放課後児童クラブ第4

令和7年3月26日

大東市 教育委員会 様

北条中学校区 学校運営協議会
会長 中西 健一

（仮称）大東市立ほうじょう学園の設置に関する基本設計概要（案）について（意見書）

（仮称）大東市立ほうじょう学園の設置に関する基本構想概要（案）について、「大東市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」第5条第1項に基づき、北条中学校区学校運営協議会として大東市教育委員会に申し出ます。

記

（仮称）大東市立ほうじょう学園の設置に関する基本設計概要（案）について、（仮称）ほうじょう学園の設置に関する検討委員会から下記のとおり報告を受けたので、十分検討し活用されるように配慮されたい。

1. 9学年が集う義務教育学校の特性を最大限生かすことができ、かつ教育カリキュラムの変化や進展に、柔軟に対応ができる設計をすること。
2. 子どもたちが安全に過ごすため、想定していない使われ方ができない造りとし、危険性を排除すること。侵入者や不審者に対しても、確実かつ適切に対応ができる設計をすること。
3. 諸室の配置や広さ、機能について、暑さや騒音等への対策を講じ、教育環境を一層改善できる設計をすること。
4. 子どもたちや教職員、関係車両の動線を想定し、工事期間を含め、安全かつ効率的に学校運営を行うことができる設計をすること。工事期間中から開校までの間、教育活動に支障をきたすことが無いよう、最大限努めること。
5. 北条公園の共用に際し、安全性の確保や子どもたちの健全な育成に寄与することを前提とし、子どもたちや教職員、公園利用者が使い易いものとなるよう設計をすること。
6. 災害時、避難所として利用されることを念頭に、様々な市民が安心して過ごせるよう配慮した防災拠点として設計をすること。